

エ 競技団体との連携強化 継続 拡充

鳥取産業体育館・鳥取屋内プールの主たる大会の主催スポーツ団体である、鳥取県水泳連盟、鳥取県テニス連盟、鳥取県バレーボール協会、鳥取県バドミントン協会、鳥取県卓球連盟等は、本会の加盟団体であり、大会等利用時に関する要望等を十分に把握しております。

競技団体との連携を深めながら、大会運営をスムーズに進行していけるよう、競技に精通した職員を配置し、大会等のサポートをしていきます。

特に鳥取県水泳連盟は、事務所が鳥取屋内プール内にあり、競技の普及・振興、競技力向上のお互いのミッションから密に連携を取ります。鳥取屋内プールにおける水泳連盟主催の教室は年間 8.03%の利用率で延べ人数 23,703 人の利用となっています。(平成 29 年度実績)



鳥取県水泳連盟とのさらなる連携強化

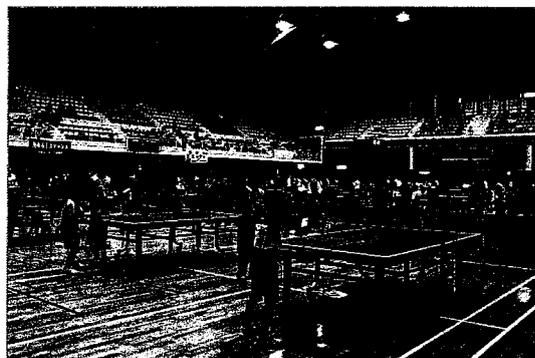
オ ジュニア競技者の発掘と競技力向上の実施策

ジュニア競技者を育成・発掘するために大会の開催や体験会などを開催し、競技スポーツにかかわる機会を増やすことにより、ジュニア層の育成や競技スポーツへの県民意識を高めるための活動をおこないます。

<p>新規 拡充</p>	<p>ジュニア競技者の育成・発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> ● いろいろなスポーツを体験することにより、運動を継続することを目的に、体験会を開催し、さらには、それぞれの競技の競技人口の拡大を目指します。 ● 日ごろの練習の成果を発揮してもらうために、大会を開催します。 ● 特別協賛として、株式会社ローソンに賞品などを提供いただき、選手の競技へのモチベーションを高めます。 ● 全国トップレベルの指導者を招いて直接指導を受けることにより、ジュニア層の競技力向上を推進します。 ● 主催する教室に参加する子どもの中に、優秀な素質を持っていた場合には、各競技団体と協力し、ジュニア競技力向上事業などに参加できるよう協力します。
------------------	--



トップアスリートによる講習会

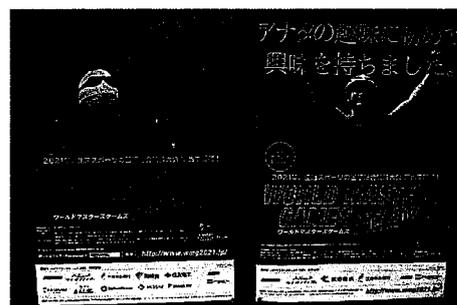


ジュニア競技力向上(主催の小学生卓球大会)

⑥ 施設情報の積極的な公開

現在までの指定管理期間に、施設概要やスポーツ教室、大会・講習会、イベント開催などの情報を鳥取産業体育館・鳥取屋内プールのホームページへ掲載、インターネットやメールなどのあつかいが苦手な方に紙ベースでのチラシやポスター作成、地域や学校などへのチラシ配布などによる広報活動をおこなってきました。

次期指定管理期間には、これらに加えてSNS (Facebookなど) を積極的に活用し、さらに幅広いターゲットに向けて情報発信をしていきます。また、2020東京オリンピック・パラリンピック、2021関西ワールドマスタースゲームズの開催を契機とした合宿誘致などにも活用します。



ポスターによる情報発信

ア ウェブアクセシビリティに対応したホームページリニューアル

新規 再掲

従来のホームページは機能が相対的に劣り、スマートフォンの普及によるモバイル端末に対応できていないなど、部分的な改修では限界があります。

そのため、総務省が推奨しているウェブアクセシビリティにのっとった、だれにでも使いやすくわかりやすい HP にリニューアルし、そのうえで自分たちのルールをつくり守っていきます。

※ ウェブアクセシビリティとは

ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します。

(総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン (2016年度版)」より)



鳥取産業体育館・鳥取屋内プール
公式ホームページ

イ SNS による情報提供・公開

新規 再掲

施設の最新情報をいち早くお客さまに提供するために、SNS (Facebook など) を活用し、県民のみならずははじめとした幅広い年代や県内外のお客さまに、当館をより身近に感じていただけるようにします。



鳥取産業体育館・鳥取屋内プール
公式 Facebook (イメージ)

ウ 紙ベースでの情報提供・公開の継続

継続

インターネットなどのあつかいが苦手な方や高齢者向けに、紙ベースでのチラシ・ポスターなどの広報活動を継続しておこないます。

エ ホームページの拡充

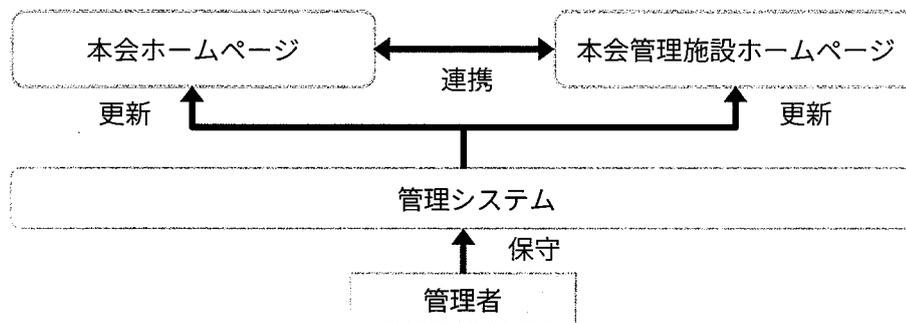
本会が管理運営する各施設の現在開設しているホームページにおいては、スポーツ大会や各種教室情報を発信し、県民のスポーツ活動をサポートしています。

近年の情報機器の発展を背景に幅広い年齢層でインターネットへの接触率が高まり、高齢者や障がい者も含むすべての人を対象としたウェブアクセシビリティの適正な確保に注力し、「誰にでも使えるサービス」を常に目指します。

オ ホームページの管理・運営

ホームページの保守において、管理施設サイトの横断管理を共通のCMS（更新システム）を導入しています。

本会及び管理施設のホームページ管理・運営



【実施中のセキュリティ施策】

- ①定期バックアップの実施／②ブラウザ等の脆弱性に対応／③権限管理の徹底／
- ④セキュリティ研修会の実施 ※過去10年の障害・事故0件

カ ホームページの将来像

インターネットにおける最新の技術・Web サービス群より特に公共スポーツ施設に適したものを採用し、施設利用のお客さまにとってストレスフリーな情報提供、サービスの向上につとめます。

ホームページに今後導入を研究する事項等

広報誌等のデジタル化	● インターネット上で閲覧可能にする
駐車場の混雑状況の開示	● ウェブカメラ等を用いて、駐車場混雑状況が閲覧可能にする
ホームページの保守活動	● 随時アップデートされる OS やブラウザ等への対応を促進する
ネット会員事業の研究	● 教室やイベント等への申込がネットでできる機能を追加する ● 決済機能を導入研究する（カード決済・コンビニ決済等） ● 登録ユーザには定期的にメールを用いた最新情報を案内する
検索エンジンの最適化	● ホームページへ流入経路は検索エンジンから（全体の約70%） ● 事業への告知・集客を促進するために、直感的なワードを用いた検索で誘導できる施策を推進する ● 動画を用いたプロモーションを積極的に推進する

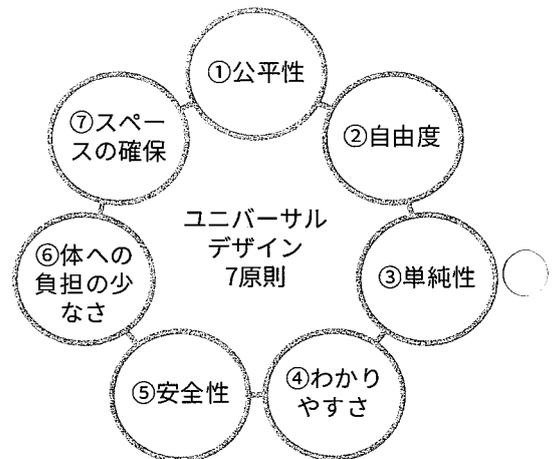
ウェブアクセシビリティの対策例

- すべてのページに固有のタイトルをつける
- 半角カタカナや機種依存文字を使用しない
- 使いやすいわかりやすいリンクの提供
- 見出しなど適切な要素を用いて文書構造を規定する
- 画像の代替テキストを提供する
- 音声読み上げに配慮したテキスト表記
- 文字サイズを変更できるようにする

⑦ 誰にでも優しい施設の提供

公平利用を確保するため、法令遵守とあわせて、年齢や障がいの有無、国籍などにかかわらず、気軽にご利用いただける施設にしていきます。

そこで、ユニバーサルデザインの7原則にのっとり、誰にでも利用しやすい施設を目指したユニバーサルサービスを提供し、どなたでも利用しやすい環境をつくります。



ア 親子にやさしい子育て応援施設 再掲

「子育て王国とっとり」を推進し、授乳スペース、キッズスペース、おむつ交換やミルクのお湯提供などが無料でご利用いただけるようにします。

また、芝生広場において、親子で遊ぶスペースとして開放します。



親子のふれあい芝生広場

イ だれにでもやさしい施設づくり

だれにでも利用しやすい施設にするため、ユニバーサルデザイン化を進め、障がい者、高齢者にやさしい施設づくりと運営を目指して、次のような取り組みをおこないます。

新規	継続	継続
<p>「国際シンボルマーク」 すべての障がい者を対象としたもので、障がい者が容易に利用できる建物、施設であることを表示するマークです。当館はバリアフリーに対応しており、車いすの方でもそのまま入館いただけます。</p>	<p>「耳マーク」 耳の不自由な方が、気軽に筆談を申し出ていただけるよう受付や入口に表示し、対応できるようにします。また、全職員が手話講習を受講し、簡単なあいさつを交わすなどの応接をおこないます。</p>	<p>「ハートプラスマーク」 ハートプラスマークを掲示し、内部障がい者・内臓疾患患者といった「目に見えない障がい」を持つ方が安心して利用できるにします。</p>

拡充



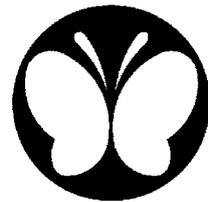
「ほじょ犬ステッカー」
公共施設でほじょ犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れることは「身体障害者補助犬法」により、義務づけられています。入館口にほじょ犬ステッカーを貼付し、お客さまへの周知をはかり、安心して入館できる環境をつくります。

新規



「障がい者マーク」
肢体不自由であることを理由に運転免許証に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

新規



「聴覚障がい者標識」
聴覚障がいがあることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

新規



「視覚障がい者国際シンボルマーク」
視覚障がいを表すマークです。視覚障がい者の方がお手伝いを必要とされている場合がありますので、まず声をおかけすることからはじめます。

継続



「オストメイトマーク」
人工肛門・人口膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表示するマークです。オストメイト対応トイレや案内誘導プレートに表示しています。

新規



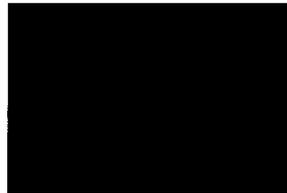
「ヘルプマーク」
援助や配慮が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」を着用している方に対して、その当事者の方の求めに応じて必要な支援等をおこないます。

拡充



「多言語標記」
利用案内については、現在の英語・韓国語に加え、中国語（簡体字、繁体字）・ロシア語の5種類を作成し、海外からのお客さまの対応をスムーズにおこなうことができるようにします。

新規 拡充



「ピクトグラム・UDフォント」
誰もが一目で施設や施設設備を理解できるよう、わかりやすいピクトグラム（絵文字・絵単語）などのサイン、UDフォントなどを活用します。

拡充



「手話会話」
職員が簡単な会話を手話でできるように、手話研修などに参加し、誰でも利用しやすい施設を提供できるようにとめます。

新規



「鳥取県福祉のまちづくり条例整備基準適合証」

鳥取県福祉のまちづくり条例整備基準適合証を正面玄関に表示し、誰でも安心して利用できる施設を目指し、福祉のまちづくり条例整備基準に適合しています。

新規

公共サービス窓口における配慮マニュアル



「障がいのある方に対する心のバリアフリー」

内閣府障害者対策本部の「公共サービス窓口における配慮マニュアル」を参考に、障がいのある方に心のこもったサービスを提供します。

継続 拡充



「あいサポート運動」
(障がい者サポーター)

全職員が「あいサポーター研修」を受け、様々な種別の障がいを知ることからはじめます。そして、それぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していきます。

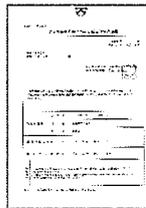
拡充



「車いすコーナーの設置」

車いすコーナーを設置し、必要な時にいつでも誰でもつかえるようにします。また、いつでもつかえるように、日常の点検をしっかりとこないます。

拡充



「消防特例認定証」

防火対象物点検の対象となるもののうち、一定期間、消防法令の遵守状況が優良であると認められるものを、消防長又は消防署長は一定期間、防火対象物の点検報告義務を免除する防火対象物として認定（特例認定）されています。

継続



「こどもかけこみ110番」

児童・生徒等が「声かけ」や「つきまとい」などの身の危険や不安を感じたときに、直ちに駆け込み、救助を求められる緊急の避難所「こどもかけこみ110番の家」として登録します。

継続



「除雪作業」

冬場の積雪時には、お客さまの歩行に支障がでないよう職員で除雪作業をおこない、また、駐車場の除雪についても、スムーズな除雪をおこない、駐車スペースを確保します。

継続



「入館する際のスロープの確保」

車いす等で利用するスロープやその出入りをする所には、通行を妨げるような物を置いたり、自転車、自動車等を止めたりすることがないように注意を払います。

継続



「ハートフル駐車場」

障がいや高齢などで歩行が困難な方、あるいはけがや出産前後で一時的に歩行が困難な方などが施設の専用駐車スペースを適切に利用できるようになっています。当館には2台分の駐車スペースを確保しています。

ウ 快適な施設利用のためのワンストップサービスの提供

はじめて利用される方でも気軽に利用できるよう、施設の利用方法や実施している事業等について分かりやすく案内し、わずらわしい手続きなどの簡素化など、ワンストップサービスの徹底に取り組んでいきます。

総合受付にはコンシェルジュ機能を有し、当館以外の県内スポーツ施設、文化施設の公共施設情報等、お客さまが気軽に何でも相談できる体制づくりに取り組んでいきます。

当館の利用や業務内容等の案内はもちろん、ネットを活用した他の施設のインフォメーション機能を持たせ、お客さまが困っている場合のヘルプデスクの役割の実現に向け取り組んでいきます。

⑧ 物品販売によるお客さまの利便性に寄与

清涼飲料水、アイスクリームや栄養補助食品の自動販売機を館内に 12 台設置し、お客さまのニーズにこたえます。設置する商品はお客さまのニーズを把握し、業者と打ち合わせ、随時入れ替えをおこないます。

また、ユニバーサルデザインの自動販売機とあわせて、災害時無料提供自動販売機を設置し、万が一の大規模災害が発生した場合に備えます。

ただし、アルコール類・たばこ・青少年に有害な書籍・玩具・ゲーム機等は設置しません。

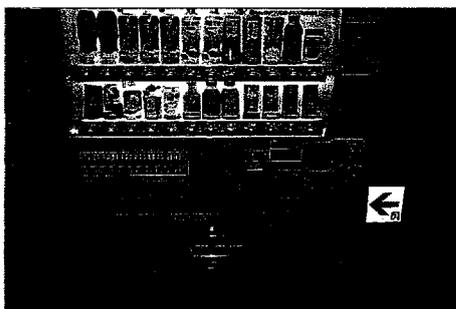


災害対応型自販機

ア 自動販売機設置計画 新規 拡充

自動販売機の設置場所は、お客さまのニーズの高い場所を選び設置します。

また、お客さまの利便性を考え、設置する自販機は、電子マネー対応、Wi-Fi 対応、ユニバーサルデザインのものを導入し、さらに、災害時の避難場所になった場合を考え、災害対応ベンダーや省エネタイプのものも導入します。



ユニバーサル対応自動販売機



ユニバーサル対応自動販売機

設置場所	種類	台数
体育館側ロビー	清涼飲料水 栄養補助食品	4台 (ユニバーサルデザイン3台、栄養補助食品1台)
体育館廊下	清涼飲料水	2台 (ユニバーサルデザイン1台、災害対策用1台)
プール側ロビー	清涼飲料水 アイスクリーム	6台 (ユニバーサルデザイン2台、アイスクリーム1台)
合計		12台

⑨ デジタルサイネージの導入による利便性の向上 【新規】

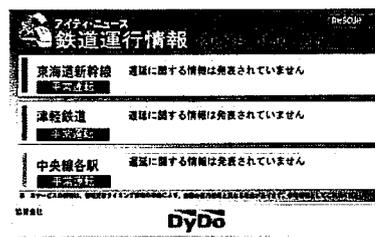
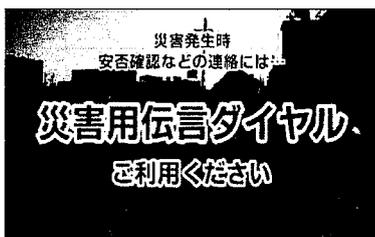
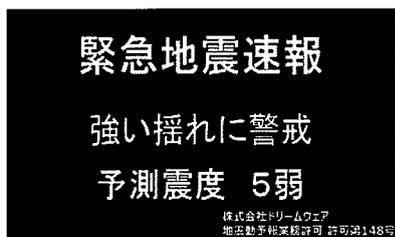
次期指定管理期間に新たに実施する目玉のひとつとして、自動販売機設置時に自動販売機併設型のデジタルサイネージ（ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステム）導入を研究します。

- フラッシュライト&スピーカーは緊急地震速報、津波警報の緊急情報が発生した時、LEDフラッシュライトが光り、スピーカーが音で緊急事態を告知。
- 映像ディスプレイによる災害情報およびコンテンツやCMの配信。
- 高輝度モニターの採用により屋外でも設置可能。
- 高性能バッテリーの搭載（オプション）により、ディスプレイユニットの電源確保が不要。
- 災害発生後一定時間の情報配信が可能。



自販機併設型のデジタルサイネージを導入することにより、緊急情報の提供が目視でも可能になることで、聴覚障がいなどのお客さまにも情報を伝達できるようになります。

伝達される緊急情報などの例



⑩ 鳥取県民の日に関する対応 拡充

とっとり県民の日条例により定められた「鳥取県民の日」には施設を無料開放とし、その周知のためののぼり設置や掲示による広報をおこないます。当日の利用については、次のとおり対応します。



鳥取県民の日啓発のぼり

鳥取県民の日
(とっとり県民の日条例(平成10年6月26日鳥取県条例第13号))

1	鳥取県民の日(9月12日)、9月の第2土曜日及びその翌日には、利用料金(設備利用料を除く)は徴収しないこと。
2	専用利用にあっては、ふさわしい行事をおこなう場合に限る。

⑪ インターンシップや職場体験への協力 継続 拡充

近隣の小・中・高等学校と連携し、総合的学習の時間における職場体験活動の受け入れや、実習の受け入れ、学生のインターンシップの活動の場として提供し地域の学校教育にも積極的に協力します。

年度	学校名	受入人数	事業名
平成26年度	鳥取市立南中学校	3人	ワクワク南中
	鳥取県立岩美高校	2人	インターンシップ
平成27年度	鳥取市立南中学校	3人	ワクワク南中
	鳥取県立岩美高校	2人	インターンシップ
平成28年度	鳥取市立南中学校	3人	ワクワク南中
	鳥取県立岩美高校	3人	インターンシップ
平成29年度	鳥取市立南中学校	3人	ワクワク南中
	鳥取県立岩美高校	4人	インターンシップ



鳥取南中学校職場体験

岩美高校インターンシップ
(高齢者スポーツ教室参加)

⑫ 反社会的勢力への対応

公の秩序を乱し、または善良の風俗を害するおそれがあると認められるときなどの場合は、利用を許可しないことや利用の制限をおこないます。

反社会勢力への対応	拡充	不当要求行為等対策責任者研修を受けた責任者を任命し、不当要求行為等対応マニュアルにそって、施設職員が一丸となって適切な対応がとれるようにします。
	新規	公益財団法人鳥取県暴力追放センターの賛助会員となり、「暴力団排除宣言シール」の掲示をおこない、反社会的勢力を抑止します。（鳥取県暴力団排除条例）
	継続	改正暴力団対策法（平成24年10月30日施行）で禁止されている事項に抵触する恐れのある利用については、鳥取警察署に即時連絡し、警察と連携をとります。そして、警察の指導のもとで利用を中止させるなどの適切な対応をします。

平成 23 年 4 月 1 日に施行された鳥取県暴力団排除条例を遵守し、不当要求防止責任者を配置したうえで、不当要求や反社会的団体と関係していると認められる企業と契約しないなどの徹底した対応をおこないます。

●不当要求対応要領の例

①来館者のチェックと連絡	②相手と要件の確認	③有利な場所での対応
④複数人で対応	⑤対応時間を短く	⑥言動に注意
⑦書類作成などは拒否	⑧トップに対応させない	⑨即答や約束はしない
⑩湯茶接待をしない	⑪対応内容を記録化	⑫警察に通報

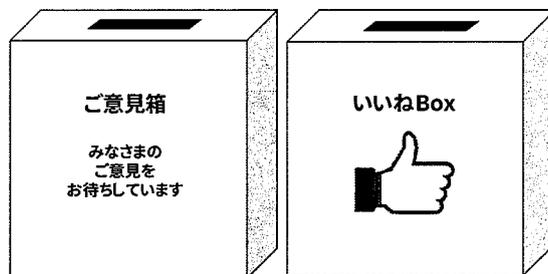
(2) 利用者等の要望の把握及び対応方針

本会は、次期指定管理に臨むにあたり、ひとりでも多くのお客さまの生の声を収集し、お客さまのニーズに合わせた管理運営をおこない、お客さま満足度の向上を目指します。

① 要望の把握方法

新規 拡充

受付での窓口対応の中での聞き取りや年 4 回実施する定期アンケートのほか、常設の意見箱などによりお客さまの要望を把握します。また、相談窓口の設置や外部評価委員会でのご意見を反映させ、常に改善をつづける管理運営をおこないます。

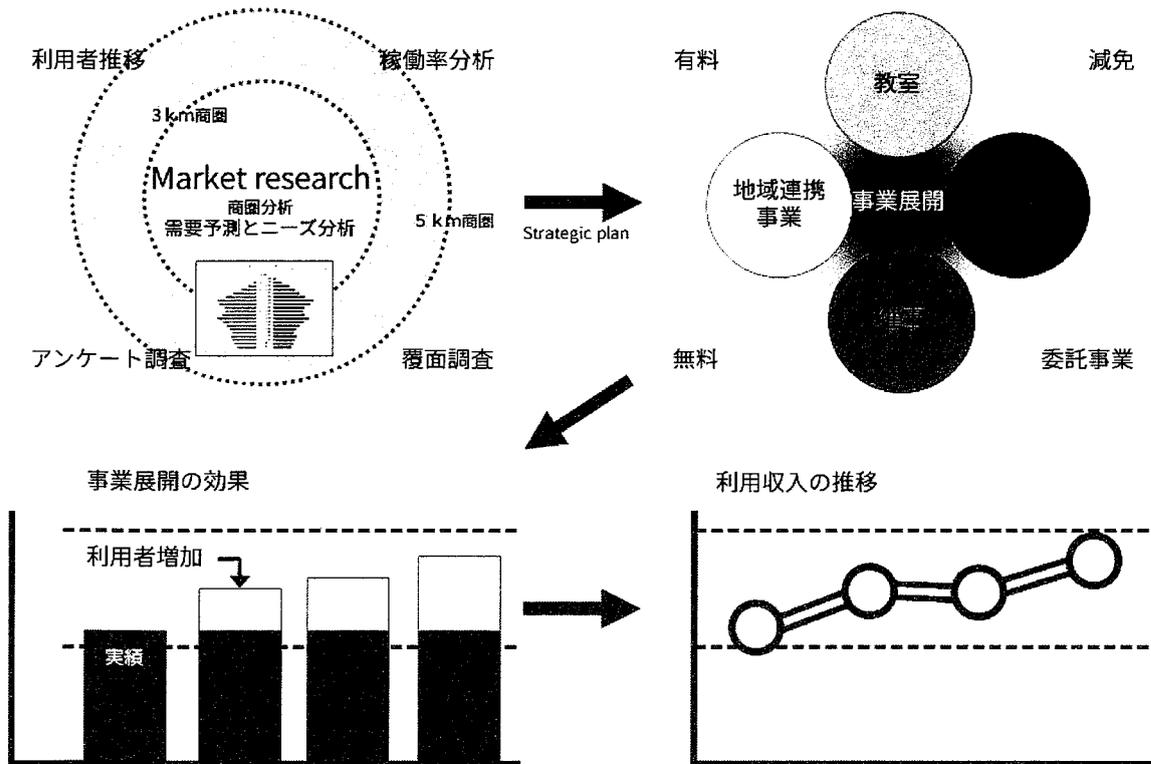


さらに、他の管理施設の利用状況を視察・マーケティング調査し、管理運営の向上につとめます。また、職員が自ら施設を利用することで、お客さまの視点に立った改善点の把握などにつとめます。

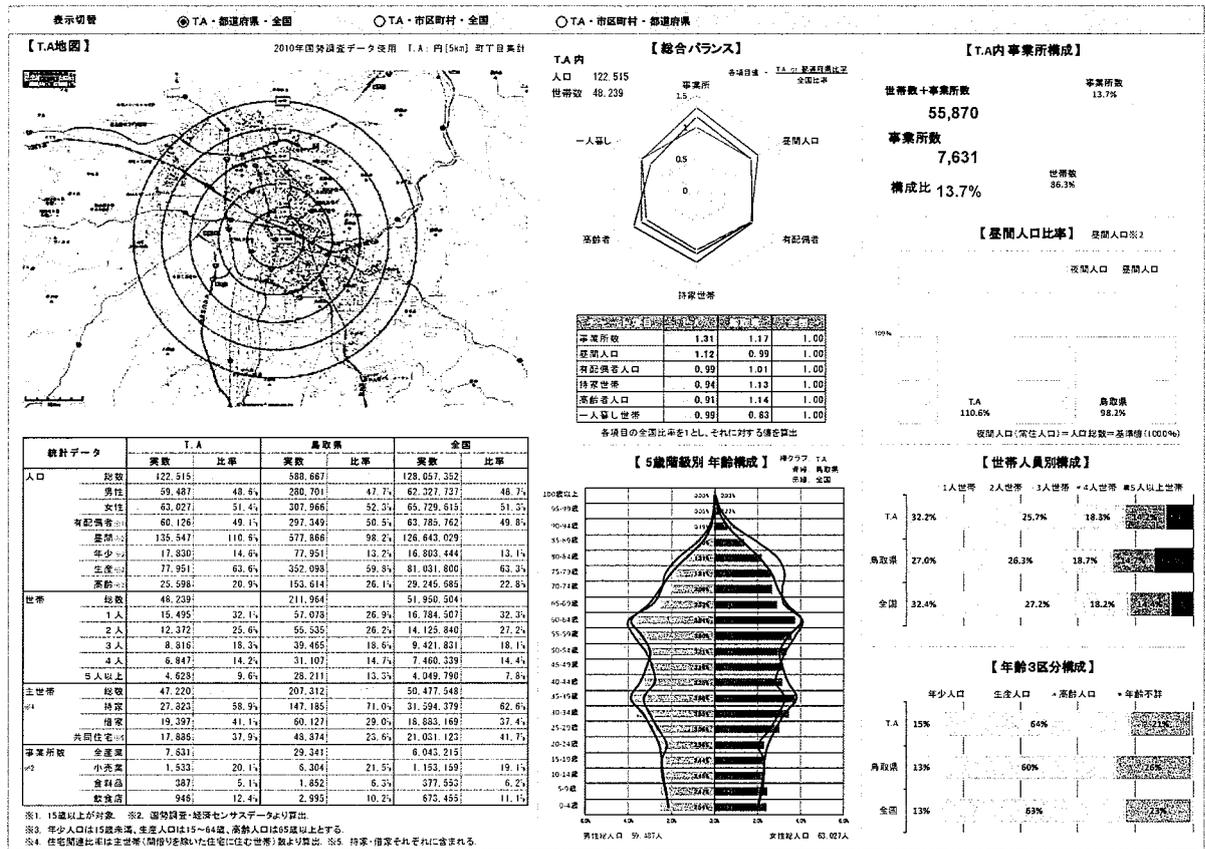
要望の把握方法

- 1 アンケートの実施
- 2 意見箱・いいねBOXの設置
- 3 窓口対応での聞き取り
- 4 ご意見カード（3色カード）の活用
- 5 他の管理施設の利用状況等を視察・マーケティング調査
- 6 年間調整会、月間調整会での要望等の把握
- 7 職員が自らの施設を利用し、利用者の立場になった視点をもつ

○マーケティングの考え方



○マーケティングの分析



(セノー株式会社による商圈分析)

○マーケティング後の手順

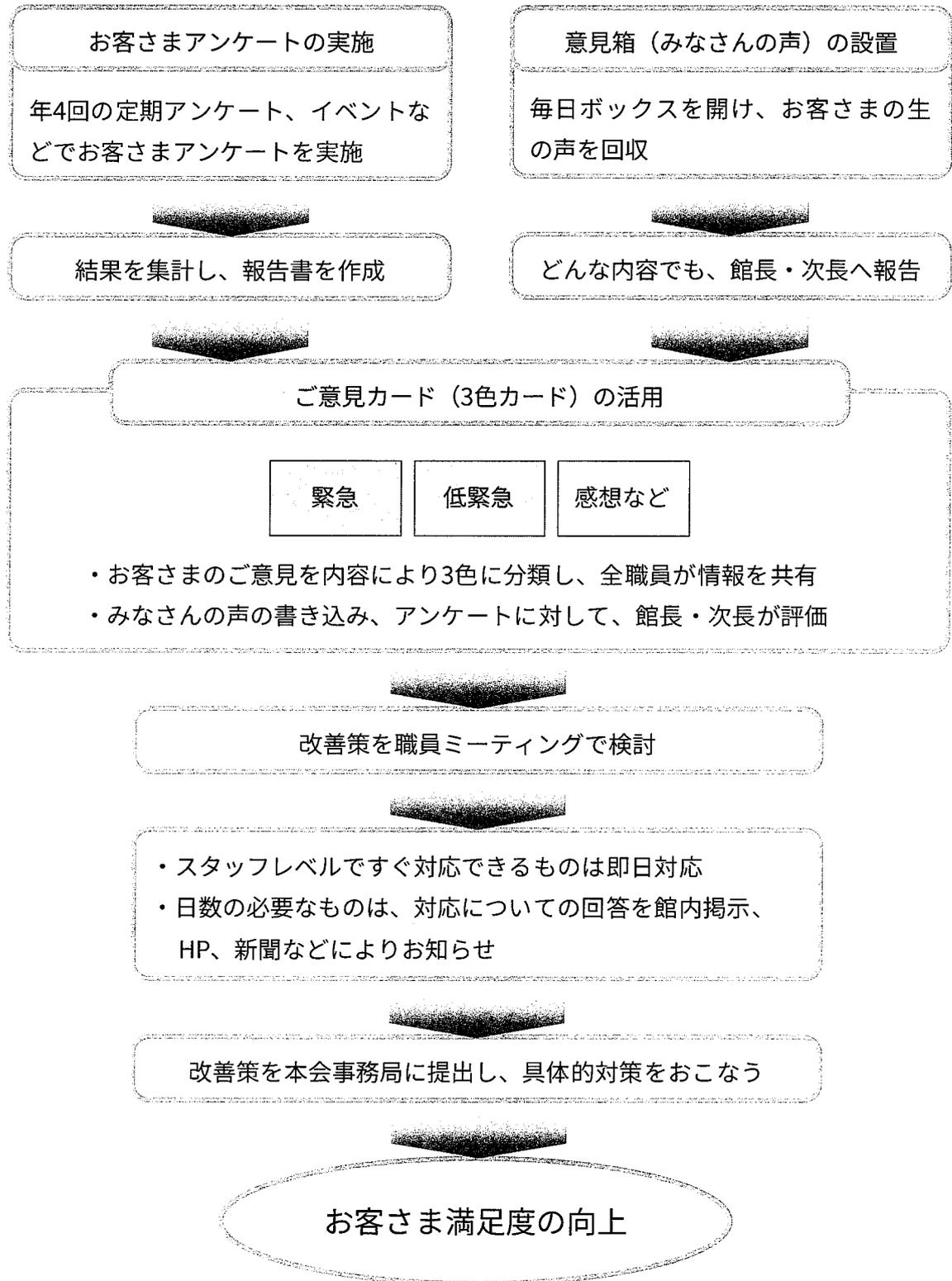
それぞれの事業に対する目標を設定し、定期的な報告と実績の評価をおこないます。また、結果に対しての分析を行い、改善策を講じます。



② 要望への対応方針 拡充

ア 要望に対する対応の流れ

寄せられた要望を分析・検討し、本会で対応できる要望と県との協議が必要な要望を分けたうえで、以下の通り対応します。



イ 潜在的利用者の把握と自主事業の対応方針

登録者数予測 - 都度払い制施設の場合 -

項目	集計値(全体)	集計値(1km)	集計値(2km)	集計値(3km)	集計値(4km)	集計値(5km)
種別		円[1km]	円[2km]	円[3km]	円[4km]	円[5km]
集計単位		町丁目	町丁目	町丁目	町丁目	町丁目
集計方法		ド-ヲ集計	ド-ヲ集計	ド-ヲ集計	ド-ヲ集計	ド-ヲ集計
総人口	76,766	11,404	33,265	32,097	21,740	24,009
男性人口	36,818	5,496	15,762	15,560	10,663	12,006
女性人口	39,948	5,908	17,504	16,536	11,077	12,003
15歳~29歳人口	10,892	1,674	4,477	4,741	3,475	4,629
30歳~44歳人口	16,144	2,613	6,794	6,737	4,567	4,910
45歳~64歳人口	21,305	3,226	9,358	8,721	6,004	6,026
65歳以上人口	16,828	2,199	7,721	6,908	4,295	4,478
対人口回(15歳以上)	65.16%	9.71%	28.35%	27.10%	18.34%	20.04%
誘致率(%)		20.00	15.00	10.00	10.00	10.00
登録者数	8,906	1,942	4,253	2,711	1,834	2,004

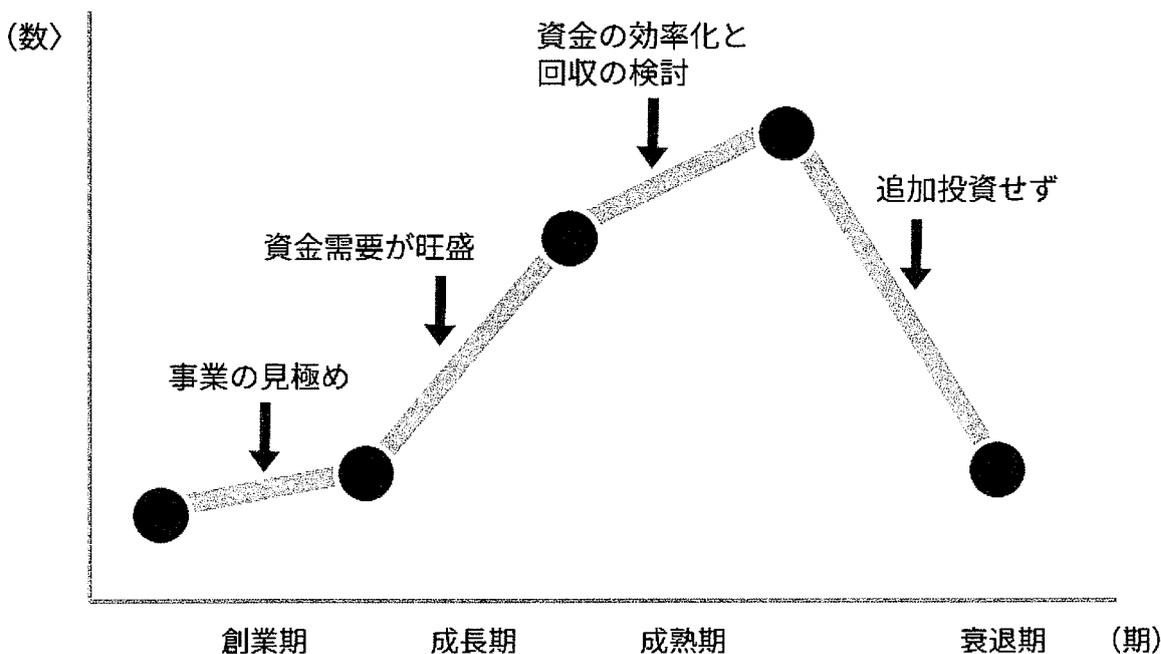
当計画地でフィットネス事業を行う場合、周辺人口より約 **8,900名**の登録者が見込めます。
(※施設規模・競合施設を考慮していません。)

一日の利用者数[登録者数の約1.5%]
 $8,906 \times 1.5\% = 133$ 人
 約 **133人**の一日利用者数が見込めます

集中時間帯利用者数[一日利用者数の約35%]
 $133 \times 35\% = 46$ 人
 集中時間帯の利用者数は約 **46人**が予測され

○潜在顧客の見える化

新規利用者の獲得を目指すとともに、利用者の満足度向上に向けて、事業に対する分析を行います。



ウ 職員の接遇・マナー向上 新規 拡充

お客さまに気持ちよく利用していただくために、職員の接遇・マナー研修を実施します。

あいさつ・立ち居振る舞いを的確にし、利用者に対して不快な気持ちを与えないようにします。また、健康に異常が出た状態で勤務することは、利用者に対して、極めて失礼にあたるので、以下のように職員一同心がけていきます。

1 食事に配慮	暴飲暴食、夏場のナマモノの飲食について注意喚起
2 喫煙	利用者の前でたばこのにおいをさせないよう配慮
3 睡眠	睡眠不足での勤務にならないよう配慮
4 飲酒	勤務前日は翌日に残るような飲酒は控える

③ モニタリングの活用

施設の運営について、客観的な視点をもったモニタリングを実施し、結果を継続的に運営に反映していきます。

事業目的の達成度を様々なモニタリングをつうじ、総合的な視点で抽出し、改善していきます。

モニタリングの実施

モニタリングについては、PDCA (PLAN⇒DO⇒CHECK⇒ACTION) マネジメントサイクルにおける「計画の確認」としての位置づけとしています。一連のシステムに沿って、モニタリングの結果を事業にフィードバックする仕組みを構築することで、管理運営の質に関する継続的な向上をはかります。

新規 拡充

モニタリングの種類	実施回数	点検項目	調査対象
館内のモニタリング	1日に1回	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常業務の適切な実施 ● 業務内容の報告に間違いはないか ● クレームなどの処理をマニュアルにそって適切に実施しているか ● 施設の異常の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日々のチェックシート ● 巡回巡視実施表 ● 業務日誌 ● 受付表の確認 ● 作業報告書
担当職員・施設長のモニタリング	1か月に1回	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常業務の適切な実施 ● 業務内容の報告に間違いはないか ● クレームなどの処理をマニュアルにそって適切に実施しているか ● 施設の異常の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 巡回巡視実施表 ● 業務日誌 ● 受付表の確認 ● 作業報告書 ● 集計データの確認
	1年に1回	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者としての日常業務水準の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己評価
県・事務局のモニタリング	1か月に1回	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常業務の適切な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 月末報告書 ● 業務報告書
	1年に1回	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常業務の適切な実施 ● 業務内容の報告に間違いはないか ● クレームなどの処理をマニュアルにそって適切に実施しているか ● 施設の異常の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業報告書 ● 各種書類確認 ● 集計データの確認

モニタリングの実施方法

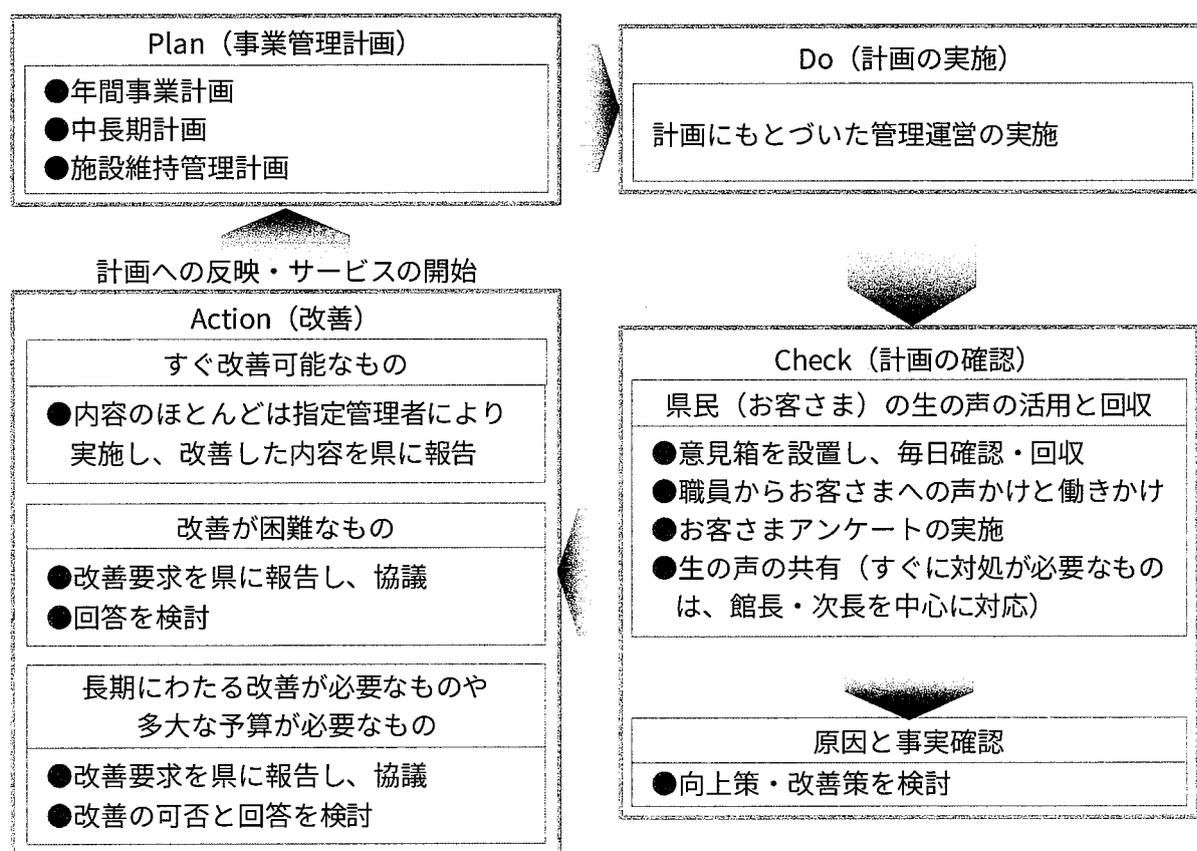
鳥取県が実施するモニタリングに対して全面的に協力するとともに、指定管理者としてあるべき公共サービスの姿を実現するために、さまざまな手法でモニタリングを実施します。

お客さまの『生の声』などから得られた結果は、運営に生かすため組織的に検討し、改善への道筋を具体的に計画立てて、実施していきます。

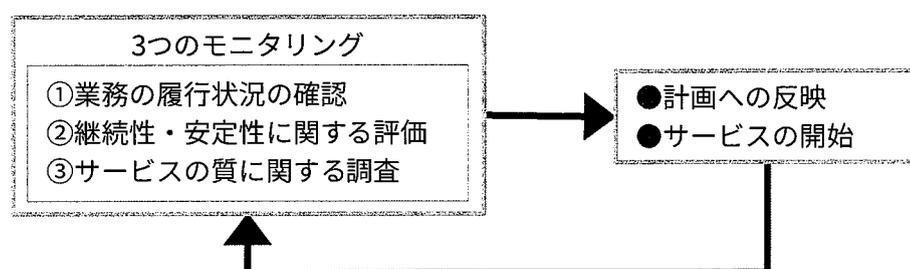
各種事業計画の履行状況の確認

日常の業務報告書と月別の業務報告書を作成し、県に提出します。利用人数などの統計的な情報を含め、施設の管理運営状況を正確に報告します。また、年度事業計画の達成状況や中長期計画の進捗状況などをモニタリングし、報告をおこないます。

PDCAマネジメントサイクル



モニタリングの仕組み



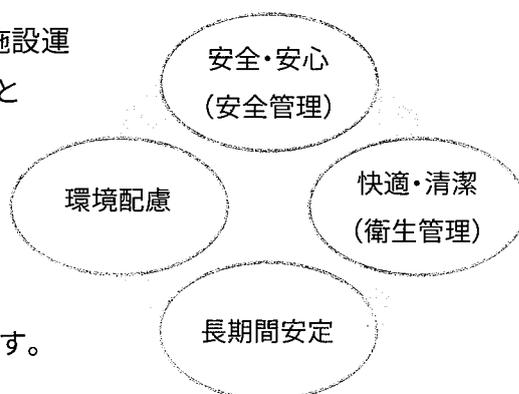
3 施設管理

施設管理については、高度経済成長期の昭和 55 年に鳥取屋内プール、昭和 56 年に鳥取産業体育館が整備されたため長寿命化計画に基づき、日常点検・定期点検や調査などを実施し、点検結果や修繕履歴等の情報を蓄積することにより、ライフサイクルコストの縮減に取り組んでいきます。

(1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方

お客さまが安心して利用できる施設づくりは、施設運営をおこなうにあたって最も基本的な事項であるとともに、最大のサービスであると考えています。

安全に施設内で活動できるよう、事故等の発生を未然に防ぎ、常に危険のない状態を確保するため、次の 4 点を基本として施設管理に取り組みます。



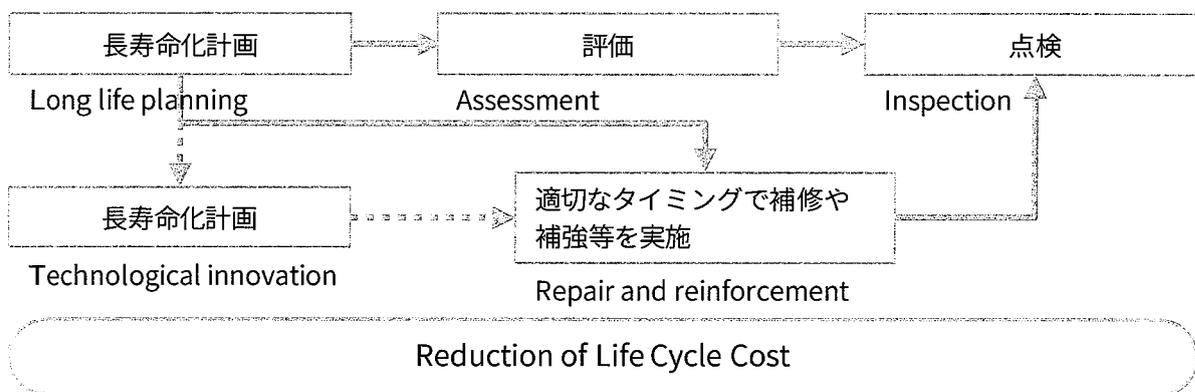
① 指定管理料削減の実現に向けて

指定管理者制度の導入意義は、『財政支出の縮減』と『施設の設置目的の達成』をはかることとらえています。サービスを探求し、お客さまに満足を感じていただくことで、利用者や収入の増加に取り組んでいきます。

職員雇用や維持管理業務の発注など、投入する経費が増大することで、地域の活性化につながります。

また、サービスの向上と施設収入の増加による、収益の改善に取り組み、維持管理業務では、『ムリ・ムダ・ムラ』の実態把握し、必要なコストを効率よく投入し『より多くの方に日常的に、継続的にご利用・ご参加いただくための方策』を積極的に展開していきます。

前提となる運営計画において、適正なコスト縮減・最大限のサービス提供に取り組んでいきます。



② 安全安心な施設管理

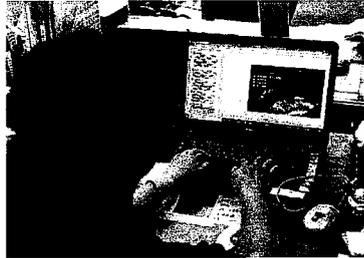
当館が開館して以来、蓄積してきた管理運営に関する豊富な経験とスポーツの専門職員による知識を活かして、恒常的に業務改善をする体制をつくり、安全安心な施設管理をします。

ア 施設・設備による事故を未然に防ぐために 【拡充】

スポーツ活動に欠かせない器具、施設の運営に欠かせない設備など、常に安全で適正な状態に管理されていなければなりません。施設管理マニュアルにもとづき体育施設管理士などの有資格をもつ職員による設備・備品などの点検整備を徹底し、絶えず良好な状態で使用できるようつとめます。



職員による体育設備の日常点検



職員によるJアラートの日常点検

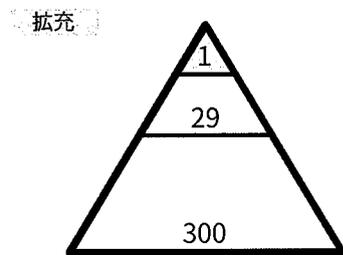


職員による機械室の日常点検

イ 安全対策の徹底



施設の破損・故障などでの事故を未然に防ぐため、職員による巡視・巡回や施設・設備の点検（1日5回以上）、専門業者による検査（月1回以上実施）などを徹底し、修繕・改善箇所などの些細な異常や違和感を早期発見、対応します。また、利用状況などにより必要に応じて巡回を増やします。



ハインリッヒの法則を活かし、予防保全をおこない、破損や故障があった場合には軽微なうちに対処し、職員で対応できるものはすぐに補修をおこないます。

- 1件の重大な事故・災害、
- 29件の軽微な事故・災害
- 300件のヒヤリ・ハット

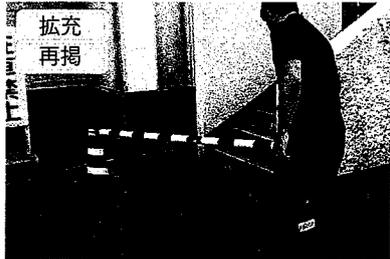


お客さまが施設・設備を安全にご利用いただくために必要な指導・助言および付属設備、備品の準備ならびに使用方法と注意事項の説明などをおこない、はじめての方でもわかりやすいご案内をします。（受付時毎回）

また、はじめての方や説明だけではわからないというお客さまには、職員が立ち会い、操作説明や用具の準備、片付けを一緒におこない安全に使用できるようにします。



毎朝の朝礼、定期的に職員会議を実施し、異常箇所の有無や情報を職員が共有することにより危機意識を高めます。非常時にお客さまへの説明・避難誘導ができるよう対応します。



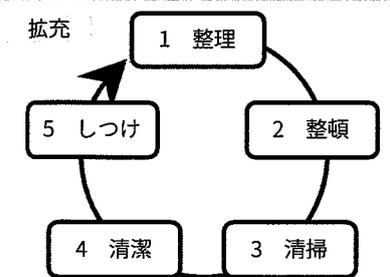
日常点検などで施設や設備に異常が発見された場合には、お客さまの安全を第一に考えて、間仕切りをおこなうなどしてその場に触れない、近寄らないように注意喚起し、応急処置などの初動をおこないます。ただちに修繕が必要な場合は、主管課であるスポーツ課および本会事務局に報告し、修繕をおこなうよう迅速な対応をします。



鳥取産業体育館・鳥取屋内プール敷地内は広く、職員の目がゆき届かない箇所もあることから、盗難防止や安全対策のため、出入口などに防犯カメラの導入を検討します。防犯カメラを設置することにより、不審者などの早期発見に役立っています。



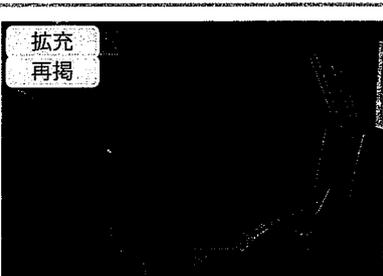
施設巡回時などに来館されたお客さまに積極的な声かけをおこなうことで、コミュニケーションをとり、犯罪などを未然に防ぐことのできる安心な施設にします。また、職員がトイレに立つ際に更衣室などの共用スペースの巡回をおこなうことで、盗難防止などにつなげます。



5Sの実践により安心な施設にします。日頃より安心できる空間を提供していきます。5Sとは整理・整頓・清掃・清潔・しつけの頭文字Sをとったもので、整理から整頓、清掃と、躰に向かうほど実施・定着化の難易度があがります。



3か月ごとに施設の大規模点検を目視と触診により実施し、このうち年1回は本会事務局立会いのもとでおこないます。点検により予防保全の計画を作成し、迅速な保全・修繕計画が立てられるようにします。

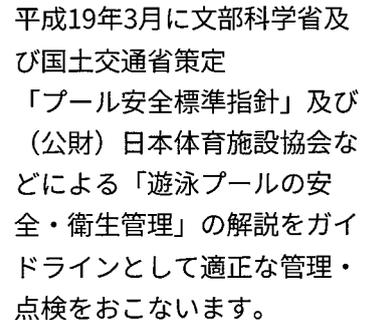
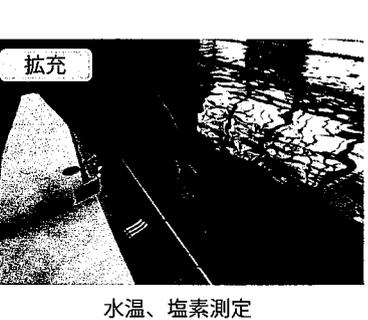
 <p>拡充 再掲</p>	<p>応急手当指導員資格を取得している職員による普通救命講習（応急手当、AED操作などの総合訓練）を月2回以上実施し定期的な救命講習を実施します。AEDの操作、CPRの動作を訓練し、全職員が万が一の事故などに対応できるようにします。</p> <p>また、1日1回AEDのバッテリーチェック等を行い、常時使用可能な状態にします。</p>
 <p>拡充 再掲</p>	<p>職員による開館時の開錠から、閉館時警備システムのセットに至るまでの施錠管理を徹底し、24時間体制で緊急時に備えます。</p>
 <p>拡充</p>	<p>お客さまの安全を第一に考え、施設内の危険区域（電気室、機械室など）への立ち入りを禁止するため看板などを設置します。また、危険が予想されるところには注意喚起の貼り紙や看板を設置します。</p>

ウ 水泳を専門とする職員による安全対策の実施

水泳を専門とする職員が数多く在籍していることから、競技ならではの危険を予測し、実際に施設を利用するお客様や指導者の目線での安全対策を実施しています。

【プールの安全標準指針の活用による適正な管理】

平成19年3月に文部科学省及び国土交通省策定「プール安全標準指針」及び（公財）日本体育施設協会などによる「遊泳プールの安全・衛生管理」の解説をガイドラインとして適正な管理・点検をおこないます。

 <p>拡充</p>	 <p>拡充</p>	
<p>水温、塩素測定</p>	<p>タワーによる監視体制</p>	
 <p>拡充</p>	 <p>拡充</p>	 <p>拡充</p>
<p>見回りによる監視体制</p>	<p>年2回のプール清掃</p>	<p>モニターによる監視体制</p>

点検結果の表示

当プールは、次の事項について毎日点検を行い、施設の安全を確認しています。

区分	点検項目	点検結果
施設関係	排(環)水口の蓋等がネジ、ボルト等で堅固に固定され、配管口に吸い込み防止金具が取り付けられているか。	25mプールは吸い込み防止金具が取り付け有り、ネジ・ボルトで堅固に固定されている。また、幼児用プールにおいても吸水蓋をチェーンにより、固定している。
	その他管理者が重要と考える項目	25mプール及び幼児用プールの排水口の水圧は清掃作業時の水抜き以外、ほぼ感じられない。
管理運営関係	監視員が適切に配置されているか	適切に配置している。
	監視員に対して、プールの施設・構造や監視業務について十分な指導をおこなっているか	月2回以上の心肺蘇生法訓練と救助訓練を実施している。 施設の構造、機器の取扱を熟知し、水質管理を適正におこなっている。
	その他管理者が重要と考える項目	職員全員が普通救命講習を受講し、AEDを取り扱うことができる。

エ 修繕計画

安全・安心な施設を提供するため、施設点検マニュアルによる点検をおこない、PDCAサイクルにより優先順位をつけ、計画的に修繕をします。また、施設の経年劣化にともなう設備機器の更新及び修繕の範囲が指定管理者の負担を超える場合は、県へ報告し協議をおこない、迅速な修繕をします。

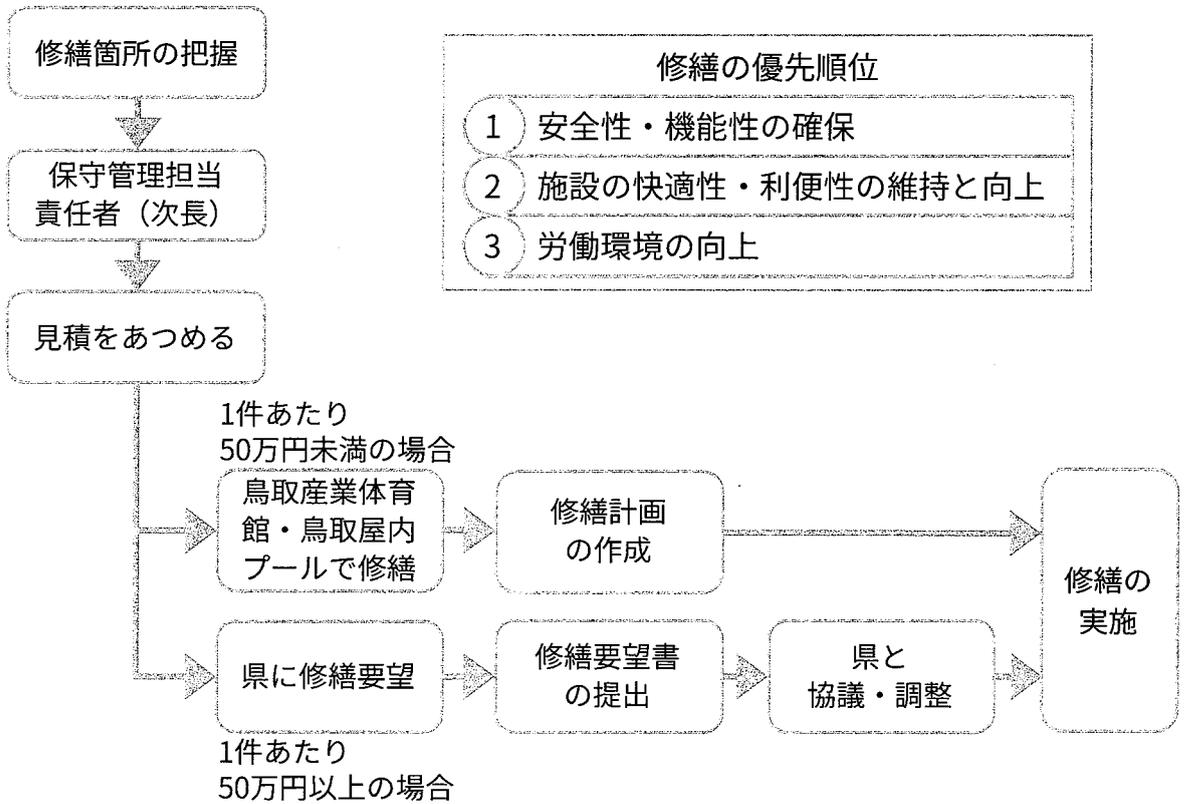
県及び指定管理者の責任の分担の補足事項（募集要項を記載）

- 修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- 備品とは、性質及び形状を変えず、長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が5万円（図書にあっては1万円）以上の物品をいう。

安心・安全な施設

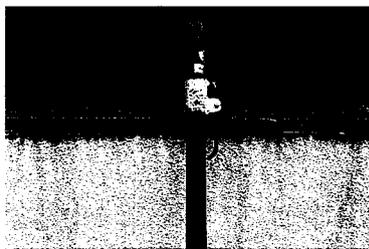
- 施設点検マニュアルにより点検をおこない、PDCAサイクルにより優先順位をつけ、お客さまの安全利用につとめます。
- 施設の経年劣化にともなう設備機器の更新および修繕の範囲が指定管理者の負担を超える場合は、県へ報告し、協議をします。

修繕計画の実施フロー



職員で補修・交換によるコスト削減

- 施設・設備の破損などによるケガや事故を防止するための補修作業は、緊急性が低く補修の容易なものは、コストの削減にもなることから、可能なかぎり職員でおこないます。
- 日常的業務・定期的業務・法定業務など、それぞれの年間計画にそった施設管理をおこないます。



バドミントン支柱(補修前)



錆を削り、防錆剤を塗布(補修中)



最後に仕上げ塗装(補修後)

平成 26 年度から平成 29 年度までの修繕実績(5 万円以上記載)

年度	内容	金額
平成 26 年度	駐車場区画線	54,000
	排煙窓修理	97,200
	駐車場内照明増設工事	201,960
	屋内プール井水配管漏水修理	92,880
	吸収冷温水機修繕	99,360
	プール床暖房配管洗浄修理	174,960
	屋内プール湧水槽清掃点検調整修理	94,500
	排煙窓修理	54,000
	ろ過ポンプ廻り修繕	97,200
	他 11 件	247,622
	合計	1,213,682

③ 清潔な環境の確保(衛生環境の徹底)

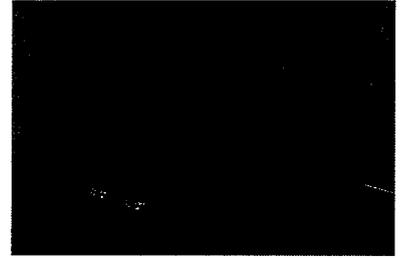
お客さまに気持ちよく利用していただくため、清潔な環境衛生・美観の維持をはかります。また、清掃計画により利用の妨げにならないよう、利用状況に合わせて柔軟な対応をし、職員も必要に応じ清掃作業をサポートします。



観覧席の清掃



プールサイドの水吸い取り



巡回時にトイレスリッパの整頓

鳥取産業体育館・鳥取屋内プールの日常清掃計画

清掃箇所	作業内容	実施する頻度
玄関・ホール・廊下・階段	掃き掃除、水洗い又は水拭き、マット清掃、窓・台等拭き	毎日
更衣室・シャワー室	掃き掃除、水洗い又は水拭き、ごみ収集、衛生器具・扉・仕切等洗浄	毎日
トイレ	水洗い又は水拭き、ごみ収集、衛生器具・扉・仕切等洗浄	毎日
事務所	掃き掃除	毎日
会議室・研修室	掃き掃除、水洗い又は水拭き、窓・台等拭き	週1回
観覧席、ステージ、ロビー	掃き掃除	週1回
喫煙指定場所	灰皿処理	毎日

定期清掃項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
床ワックス			●						●			
オイルコーティング		●				●						●

特別清掃項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ガラスクリーニング							●					
磁器タイル洗浄			●						●			
照明器具清掃								●				
金物磨き							●					
プールサイド清掃						●						●
貯水槽清掃			●									

ア 清潔な環境確保のための実施策

できる限り施設内外の清掃は職員でおこないます。また、ボランティアやお客さまとも協力しながら清潔な環境を保ちます。

実施策

職員で清掃・整備	施設の状況把握	職員で修繕・補修	巡回時に点検
巡回時に整理・整頓	ゴミや落葉清掃	衛生的な環境整備	感染症対策
注意喚起	消毒用品常備	ゴミの持ち帰り運動	お客さまとの協力



消毒液を各入館口に設置



職員による床タイル修繕



落ち葉の清掃

イ 適切な維持管理

建築物環境衛生管理技術者の指導の下に、維持管理業務全般の計画、実施、チェック、改善に取り組みます

ウ 清掃業務における運用方針

(具体的な清掃実施内容)

月間計画表作成	毎月の実施予定を作成
マニュアルに基づき実施	マニュアル、清掃基準表に基づき実施
清掃業務評価	業務評価表による定期的な検査をおこなう
利用頻度を考慮した清掃	利用の多い時間帯を避けて実施する
環境に配慮したケミカル使用	環境にやさしい洗剤、ワックスを使用する

- 1 環境衛生・建築物の保全性・労働安全性の3つの向上を原則に外部委託業者により作業を実施します。
- 2 環境への配慮として、清掃に使用する洗剤や薬剤は、中性洗剤（無リン系）とし、ワックス類、薬剤は、「製品安全データシート（MSDS）」の基準に即して選定・使用します。
- 3 環境への配慮として、作業に使用する資機材等は原則、「エコマテリアル」「グリーン調達」により、再利用・再生可能なものを選択します。
- 4 仕様書に従い、毎日実施する日常清掃と、定期的実施する定期清掃において計画表を作成し、確実に実施し、作業記録と確認をおこない館長が実施内容を検証します。
- 5 汚れにくい施設を目指し、清掃時の洗剤やワックスを床材質にあったものを厳選するとともに、汚れが発生した場合は、その原因を徹底的に追究し除去します。
- 6 日常清掃は基本清掃時間の設定はしますが、繁忙期、閑散期を見極め、清掃スタッフの増減を実施し、コスト軽減及び適正な効率の良いスタッフ配置による清掃をおこないます。運営にあたるスタッフも必要に応じ清掃作業をサポートします。
- 7 仕様書に従い、駐車場のゴミ拾いなどの清掃をおこない、美観の維持に取り組みます。

エ プールの衛生管理

わたしたちは、関連法令を遵守することはもちろん、指針を上回る基準の水質管理をおこなうことで、お客さまに安全で快適にプールを利用していただきます。

「残留塩素・水温・室温・湿度」等の水質データについては、水質管理日誌を用いて、1日8回点検をおこないます。また、塩素注入器の設置やろ過機のためのメンテナンスの徹底により、レジオネラ属菌等の発生を防止します。

プール清掃については、仕様書のとおり年間2回プール清掃をおこない、清潔に保ちます。また、専門業者による水質検査と炭酸ガス測定を実施し、検査証明書を掲示しています。

<水質検査方法>

水質基準項目 (単位)	厚生労働省基準値	内容
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上 8.6以下	1日1回の測定を行う。 (基準：月1回以上)
残留塩素濃度 (mg/L)	0.4 mg/L以上 10 mg/L以下	1日7回の測定を行う。 (基準：1日3回以上)
濁度 (度)	2度以下	毎月1回専門機関に検体を提出し、適合証明を受ける。
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L以下	
大腸菌群	不検出	
一般細菌	200CFU/mL	
水素イオン濃度 (pH)	5.8位上 8.6以下	
炭酸ガス濃度	0.15%を超えない	2か月に1回専門機関の測定、適合証明を受ける。
水温・室温・湿度	-	毎日90分おきに測定し、掲示によりお客さまにお知らせ

職員及び専門業者との連携によるプールの衛生管理の徹底

- 1日8回の塩素濃度及び水温、室温を測定管理し、残留塩素濃度は遊泳用プールの衛生基準に合致するように調整します。水温、室温はお客さまの年齢、目的にそうようこまめに調整します。
- 保険事業団による年12回の水質検査及び年6回の空気環境測定を実施し、遊泳用プールの衛生基準に適合するか検査します。さらに検査結果を掲示します。

<日中の測定>



残留塩素濃度測定



室温・水温測定



水素イオン濃度測定

<水質検査等>



25mプールの水の採取



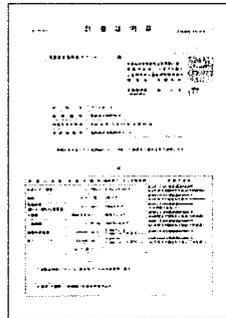
補助プールの水の採取



業者による炭酸ガス測定



保険事業団に提出



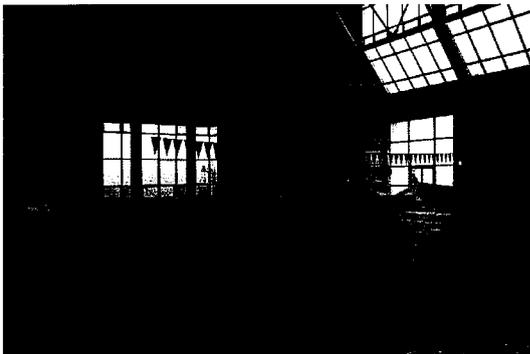
検査証明書



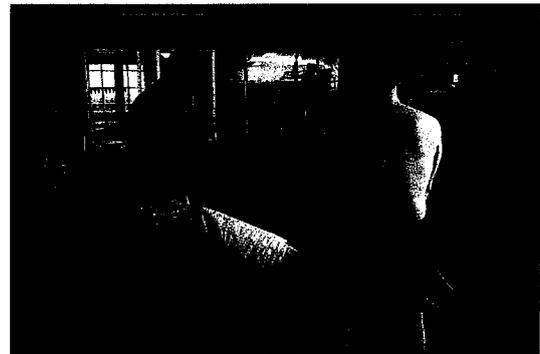
検査証明書

プール衛生管理者養成講習修了者を複数名配置し、万全の体制で管理します。

<開館前の作業>



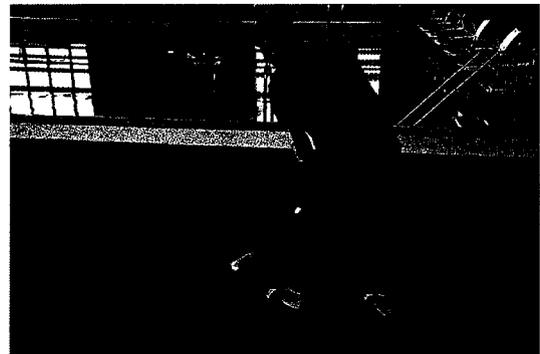
保温シート上げ



保温シート上げ



ネットによる水中の掃除

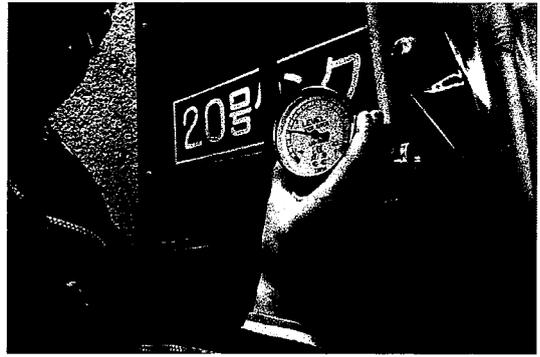


プールサイドの清掃

<機械設備関係(営業前点検)>



水道メーターの確認



オイルサービスタンクメーター確認



中央制御盤の操作



バルブ開閉



メーター確認



ハイクロン(塩素)投入



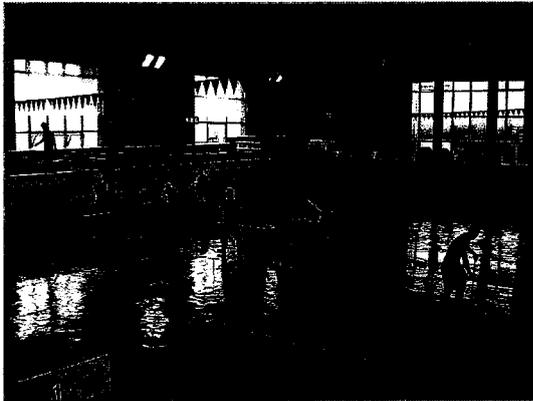
ボイラーのチェック



ボイラー点火確認

<年2回のプール清掃>

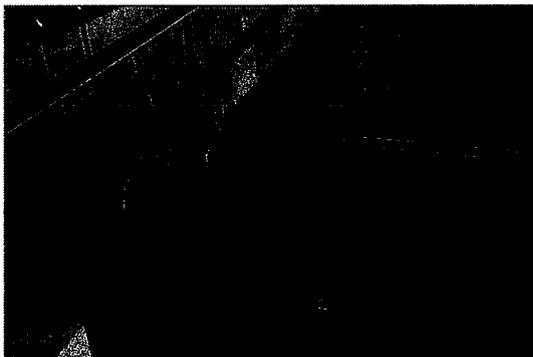
4月と10月の年2回プールの水を抜き、プール内床、壁、側溝、プールサイド等の清掃をおこない、衛生環境、水質保全に取り組みます。



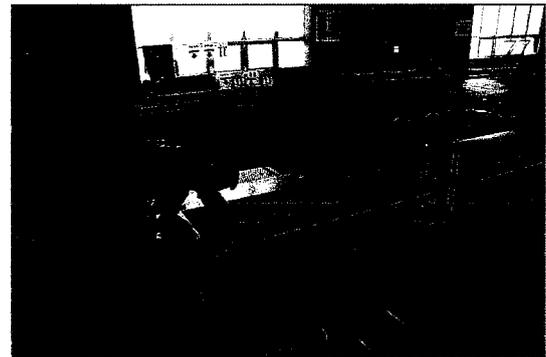
水を抜いてプール清掃



水を抜いてプール清掃



水を抜いてプール清掃



プールサイド清掃

④ 施設設備の長期使用のための維持管理

日常点検、定期点検、使用頻度などの各種データから最適な点検・保全計画を作成します。そして突発的な故障をできるだけ減らす予防保全に重点を置き、長期におけるコスト削減と信頼性の高い維持管理をおこないます。

また、施設設備を長期に安定使用するために、法に定める施設設備の点検、整備、検査を受けます。そして、施設、設備、貸し出し用具の保守管理を十分おこないます。



業者によるボイラー点検



業者による自動扉点検

機械設備の年間保守点検計画

機械設備等保守点検項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
吸収式冷温水発生器保守点検			●		●			●				
小体育館系統空調機保守点検		●							●			
自動制御機器保守点検				●						●		
電気工作物保安業務		●			●			●			●	
集熱器接続配管保守点検						●						●
真空ヒーター保守点検	●						●					
冷房切替・暖房切替(大体育館)			●					●				
冷房切替・暖房切替(小体育館)		●							●			

次期指定管理期間における主な中長期営繕項目

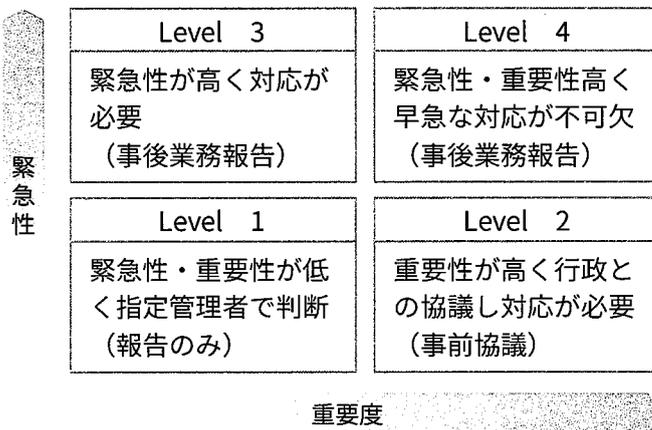
実施年	主な中長期営繕項目	様式番号
2019年	冷却塔更新	5-1
	パッケージエアコン更新	5-1
	冷却水循環ポンプ更新	5-1
2020年	屋根防水等修繕	3-1
	外壁仕上塗材等更新	3-1
	外部開口部更新及び修繕	3-1
	屋根シート系防水等更新	3-1
	非常ベル更新	4-1
	汚水水中ポンプ更新	5-1
	加圧ポンプ装置更新	5-1
	大型吸収冷温水機(R1)部分修繕	5-1
	エアハンドリングユニット更新	5-1
2021年	低圧動力盤更新	4-1
	引込盤更新	4-1
	高圧受電盤更新	4-1
	コンデンサ盤更新	4-1
	低圧電灯動力盤更新	4-1
	低圧電灯盤更新	4-1
	高圧カットアウト更新	4-1
	高圧電灯変圧器更新	4-1
	給湯管更新	5-1
	冷却水循環ポンプ更新	5-1
地下オイルタンク更新	5-1	
2022年	非常放送用アンプ蓄電池更新	4-1
	体育館ボイラー更新	5-1
	大型吸収冷温水機(R2)更新	5-1
	オイルポンプ更新	5-1
	ドレン管更新	5-1
	油管更新	5-1
	冷水管ドレン管保温更新	5-1
	空調配管用弁継手更新	5-1
空調自動制御盤更新	5-1	

実施年	主な中長期営繕項目	様式番号
	熱交換機更新 5-1	5-1
2023 年	直流電源装置鉛蓄電池触媒せん交換	4-1
	大型吸収冷温水機(R1)更新	5-1
	加圧給水ポンプ分解整備	5-1
	冷却塔更新	5-1
	冷却水循環ポンプ分解整備	5-1
	冷却水管更新	5-1
	ストレーナ更新	5-1
	ろ過ポンプ更新	5-1

⑤ 維持管理業務の緊急性レベル

維持管理業務の緊急性レベルを重要度及び緊急性に応じて設定することで、その報告や協議についての対応がスムーズに行えるようにします。

現場の状況に応じて迅速に対応することでお客さまが安全・安心に施設をご利用いただける体制を整えます。



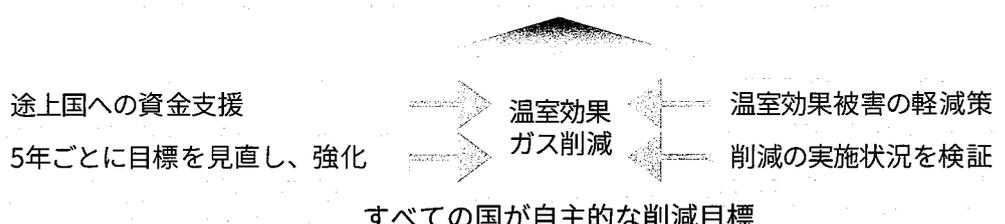
⑥ 環境配慮活動

省資源、省エネルギー、リサイクル活動などにより、環境に配慮した運営が評価され、平成 18 年 3 月に「鳥取県版環境管理システム (TEAS II 種)」の認定施設に認定されました。また、毎年度の定期審査を受けましたが、特段の指摘事項はなく、適正に実践しているとの評価を受けました。

環境配慮活動は、パリ協定 (気候変動) により世界的に取り組まれています。日本は、2030 年度までに 2013 年度比で 26% の CO2 削減を目標としていることから、今後も施設職員だけでなく、お客さまにもご理解いただき、職員とお客さまが一体となった環境に配慮した施設運営を目指し、エコオフィス化へ次のように取り組みます。

パリ協定の内容

- 目的
 - ・気温上昇を2度未満にする
 - ・1.5度におさえるよう努力
- 長期目標
 - ・今世紀後半、温室効果ガスの実質的な排出をゼロにすることを目指す



※日本は2030年度までに2013年度比で26%のCO2削減を目標

エコオフィス化への具体的な取り組み

- ①事務室のエアコン設定温度を夏は28度、冬は18度に設定します。
- ②クールビズ（ハートホット・クールビズ）、ウォームビズを推進します。
- ③ブラインドなどの開閉を効果的におこなうことで、暖房・冷房・照明などによる電気の節減につとめます。
- ④パソコンやプリンターなどのOA機器は、未使用時はスイッチを切る、コンセントからプラグを抜くなどし、待機電力の節減につとめます。
- ⑤可能なかぎり、LED照明などの省エネ機器の導入を推進します。
- ⑥グリーンカーテンを設置し、夏季の冷房使用をおさえます。

環境配慮活動の実施策 継続

◆室温調節

冷房・暖房等に頼りすぎず、働きやすく快適な格好で過ごす「クールビズ」「ウォームビズ」を実践し、冷房28℃、暖房18℃に設定することで、冷やしすぎ、暖めすぎに注意します。設定温度を1度変更するだけで、冷房時には約10%、暖房時には約13%の空調エネルギーを節約できます。また、ブラインドをこまめに使用し、室温の上昇や低下をおさえます。



季節に合ったユニフォームの着用

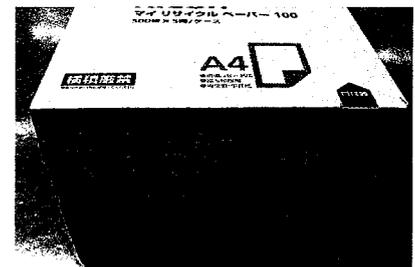
地球温暖化対策 新規 拡充

地球温暖化対策として、アイドリングストップを実行していくために、職員の意識改革および館内掲示等により広く啓発していきます。

また、排気ガス削減のため、可能な範囲で職員の自転車通勤を推奨します。

エコ製品の購入 継続 拡充

平成13年4月1日に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が施行され、これにともなって『鳥取県グリーン購入基本方針』が策定されました。これにより、取り組み内容を強化して推進することとし、物品などの調達にあたっては環境に配慮した商品を優先的に購入します。特定調達品目以外の物品等の調達はできるかぎり環境負荷の低減を考慮した「エコマーク」「グリーンマーク」「国際エネルギースターロゴ」など、環境物品を選択します。



グリーン購入法対応商品

こまめな消灯の実施

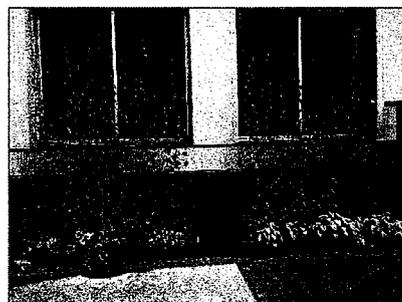
継続 拡充

施設内の利用状況を把握し、不要時の消灯の徹底、休憩時間等の消灯、パソコンのこまめなシャットダウンなど節電を徹底します。

グリーンカーテンの実施

新規 再掲

室内の温度を下げるため、環境にもやさしいグリーンカーテンを実施します。



グリーンカーテンの導入

リサイクル活動の推進

継続 拡充

◆資源環境型社会の形成に協力

施設内外で発生する、不燃物として処理される物（ペットボトルキャップ）を、お客さまと協働して回収し、リサイクル運動を推進します。

また、「どんな小さなアルミでも捨てずにリサイクル」のスローガンのもと地球環境をまもり、福祉に役立つ事業を展開している、環公害防止連絡協議会登録事業所となり、車椅子の贈呈を受けられるよう、プルタブを積極的に回収します。



ゴミ箱横に設置した回収箱

夏至、七夕ライトダウンキャンペーン参加

継続 拡充

環境省のおこなう、地球温暖化防止のための「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」に参加と啓発に協力します。



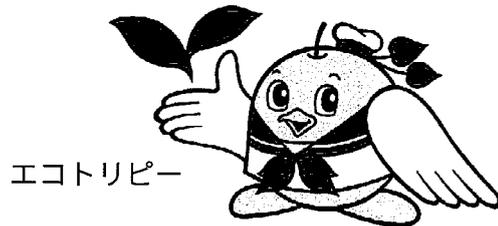
ライトダウンキャンペーン実施中

環境に配慮した施設運営 継続 拡充

新採用職員を対象とした、環境管理基礎研修や全職員を対象とした環境配慮研修をおこないます。

また、鳥取県が重点施策に掲げる「みんなで取り組む【4つのR】」などの県民運動定着事業の実践事業所として、県民（お客さま）と一体となり推進します。循環型社会構築を図る廃棄物を出さない持続可能な社会を実現して「4つのR」を推奨します。

循環型社会形成への具体的な取り組み Let's 4R



エコトリピー

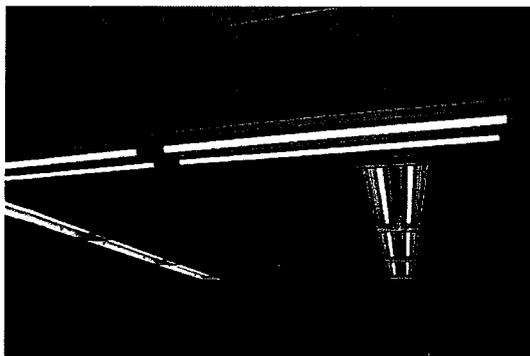
- 1 Refuse (断る)
- 2 Reduce (減らす)
- 3 Reuse (再利用)
- 4 Recycle (再資源化)

- ① 不要なものは断り、ごみを出さない。
- ② ごみの見える化により、施設から発生する廃棄物の減少につとめます。
- ③ 使い捨て用品などの使用をひかえ、繰り返し使用する、修理して長くつかうなど工夫します。
- ④ ごみの分別排出を徹底し、資源として再利用します。

LED 化の推進 新規 拡充

快適な運動環境を実現するために、可能なかぎり施設の照明の LED 化を推進し、とくに点灯時間が長い、消費電力が大きいといった箇所については、積極的に LED 化を推進し、明るく利用しやすい環境づくりとコスト削減をはかります。

また、平成 31 年度には小体育館照明を特定天井の工事にあわせて LED 化することがすでに決定しています。



事務所内蛍光灯型 LED 照明



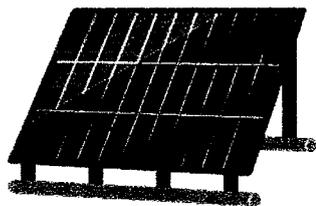
体育館ロビー蛍光灯型 LED 照明

次世代エネルギー導入の推進 新規

太陽光発電システムなどの次世代エネルギーの導入を積極的に推進し、コスト削減と二酸化炭素の排出量をおさえます。

また、鳥取県が「第 2 期とっとり環境イニシアティブプラン」で、公共施設などにおける

積極的な再生可能エネルギー等の導入と、効率的なエネルギー利用による社会システムの転換により、地域経済の活性化、脱炭素社会の実現とともに、安全・安心な暮らしを実現していくことを推進しています。そこで、太陽光発電と次世代自動車（EV・PHV など）の連携による事業を県と連携し、導入を研究します。



太陽光発電システム

日照条件のよい駐車場、空きスペースなどを利用して設置を推進します。



電気自動車の充電スポット

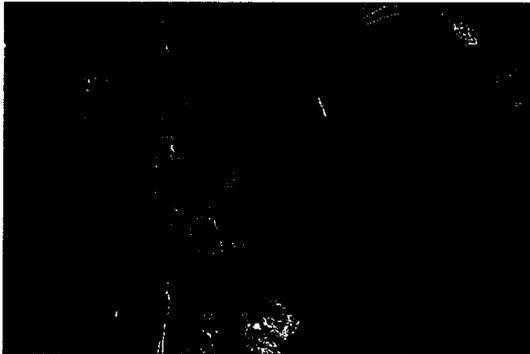
太陽光発電システムの導入による充電スポットを設置することで、お客さまと周辺住民の利便性が向上します。

(2) 外部委託の考え方

下記の業務については、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより一体となった管理をおこないます。

さらに、県内需要の拡大、県内業者の活用が求められるなか、本会は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、委託業務の実施に当たっては県内事業者への発注につとめます。なお、特に委託、工事請負については原則県内事業者へ発注し、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県と協議します。

わたしたちは、発注先として選定しようとする業者が暴力団などでないことを確認するため、県に照会します。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会をおこなうなど、連携します。



外部委託による自動制御装置点検作業



外部委託による清掃作業

外部委託の業務一覧

業務名	内容
警備委託	休館および閉館時間帯の館内の機械警備
清掃作業(受水槽含む)	衛生的環境の確保にもとづき業務をおこない、清潔で良好な衛生環境の確保のための作業
消防設備保守	消防法にもとづき、利用者の安全を守るための設備保守
吸収式冷温水機保守	冷暖房時、切り替え作業を主とした機器の保守
小体育館系統空調機保守点検	冷房時、切り替え作業を主とした機器の保守
自動扉保守	自動扉を常に良好に保ち、また施設利用者の安全を守るための設備保守
エレベーター保守	安全最良の運転状態を維持するための点検・保守
自動制御機器保守	電気式及び電子式自動制御機器の点検・保守
電気工作物保安業務	電気事業法にもとづく保安規定による点検
集熱器接続配管保守	集熱器接続配管を常に良好な状態に保つための保守
真空ヒーター保守点検	真空式温水ヒーターの点検・保守

委託業者の必要資格一覧

業務名	委託業者資格一覧
警備委託	警備員指導教育責任者1号・施設警備業務1級・施設警備業務2級・機械警備業務管理者
清掃	建築物ネズミ昆虫等防除業・建築物環境衛生総合管理業
消防設備保守	消防設備士第1～7類・消防設備点検資格者・第1種電気工事士
機械設備等保守	1級ボイラー技士・2級ボイラー技士・第2種電気工事士・危険物乙種第4類
エレベーター保守	昇降機検査資格者
自動扉保守	1級自動施工技術士
電気工作物保安業務	第3種電気主任技術者免状・危険物乙種第4類・第1種電気工事士・第2種電気工事士
不燃物・可燃物回収	一般産業廃棄物収集運搬業

留意事項（募集要項記載）

指定管理者が行う委託業務を一括して他の者に委託することはできないこと。

ただし、委託業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者に委託することができること。
 なお、専門の事業者に委託しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

また、他の者に委託する場合は、指定管理者は、受託者の業務の実施日、実施場所、実施内容等鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールの管理に必要な事項を把握し、必要に応じて適切な指示をおこなうこと。

① 委託選定方法

委託選定方法については、鳥取県登録業者から選定することを基本として指名競争入札としますが、特殊な技術などを要するものにおいては、随意契約により委託先を選定します。

また、委託期間は複数年を原則としますが、委託業務内容によっては単年度とします。契約において違反行為、社会的に不正な行為をおこなった業者に対しては、指名停止措置などでの適正な契約環境を確保します。

② 委託業者との連携

鳥取産業体育館・鳥取屋内プールと委託業者間でスムーズな連携をとり、管理運営をおこないます。

また、本会と委託業者間での意見交換の場をもち、連携・調整をおこなうことで、よりよい管理運営を目指します。



委託業者との意見交換会

③ 外構管理

外構管理は、下記の留意事項について日常点検をおこないます。破損箇所や不具合などがあればすぐに補修作業をおこない、安全な管理ができるようにつとめます。

鳥取産業体育館・鳥取屋内プール外構管理の留意事項

- 排水溝のフタ、点字ブロックなどの浮きやハガレはないか。
- 非常用の階段、手すりなどの破損はないか。
- 地盤や外壁の沈みやひび割れなどはないか。
- 雨水溝、雨どいなどに泥や砂、ごみの詰まりなどはないか。

ア 迅速な補修の実施

異常が発見された箇所は、職員が対応可能なものであればすぐに補修をおこない、安全に使用できるようにします。職員がすぐに対応できないものについては、破損個所に近づかないように間仕切りなどをし、専門業者に補修を依頼し対応します。

④ 植栽管理

植栽管理は可能な限り職員がおこない、経費を削減します。

職員の日常点検で植栽に異常がないか目視で点検し、異常がある場合は当館のお客さまに危険がないよう、伐採などの処置をおこないます。

4 料金設定

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例第 10 条～12 条、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第 11 条～13 条にある利用料金や利用料金減免を、知事の承認で定められた内容に沿って取り組んでいきます。

(1) 開館時間の考え方と設定内容

開館時間は、現行と同じく、次のとおりとします。

- ・ 体育館……………午前 9 時から午後 10 時まで
- ・ プール……………午前 10 時から午後 8 時まで

但し、7 月 1 日から 9 月 30 日までは学校の夏休み等に配慮し午前 9 時から午後 8 時 30 分まで

※ただし、管理上の理由や大会等の開催などによるお客さまの利便性向上のために、臨時的に開館時間および閉館時間を変更します。

開館時間（募集要項記載）

鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールの開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、開館時間を臨時に変更することができる。この場合において、開館時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まないものであること。

① 開館時間変更実績

再掲

当館で開催される各種大会や講習会などの際、開閉館時間の変更について、お客さまの要望に応じて柔軟に対応しています。次期指定管理期間にも開閉館時間以上の時間変更に対応します。

現指定管理期間での時間外開館・臨時開館の回数およびのべ開館時間等

再掲

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
回数	92 回	94 回	91 回	113 回
時間	69.25 時間	42.25 時間	74 時間	85 時間
4 年間の合計回数	390 回 (1年間平均 97.5 回)			
4 年間の合計時間	270.5 時間 (1年間平均時間 67.625 時間)			
4 年間の職員数	270 人			
4 年間で時間外対応にかかった給与換算	199.629 円 (※給与換算は鳥取県最低賃金 738 円で算出)			

② 開館時間・閉館時間変更にもなう職員勤務の対応

開閉館時間の変更にもない、現在も一部の職員の勤務時間を臨時的に変更し、お客さまの要望に柔軟な対応をしています。次期指定管理期間もこれを継続して対応します。

(2) 休館日の考え方と設定内容

鳥取産業体育館・鳥取屋内プールの休館日は、現行通り下記のとおりとします。休館日を設け、点検・保守・メンテナンスをおこなうことにより、長寿命化を促進し、機械・設備の故障による長期閉館を避けることができます。

また、管理上の理由や大会開催などによるお客さまの利便性向上のために、特に必要があると認められる場合には、臨時的に開館もしくは閉館します。

●鳥取産業体育館

休館日	● 毎月第4水曜日	※ 設備メンテナンス等のための月1回(第4水曜日)のみとします。また、業者が点検、保守のため入館する場合、職員が必ず立ち会います。
	● 1月1日から1月3日	
	● 12月29日から12月31日	

●鳥取屋内プール

休館日	● 毎週水曜日	※ 温水プールという性格上、給湯・暖房ボイラーやその他の機械設備を毎日稼働することから、長寿命化のために、週1回、メンテナンスや点検のために休館いたします。
	● 1月1日から1月3日	※ 学校の夏休み期間(7月20日頃～8月末頃)は休館しません。
	● 12月29日から12月31日	※ プール清掃、機械設備の故障等により営業が困難な場合は、開館日であっても臨時的に休館します。

休館日の考え方及び留意事項(募集要項記載)

鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールの休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、休館日を臨時に変更することができる。

なお、とっとり県民の日条例(平成10年鳥取県条例第13号。以下「県民の日条例」という。)及びとっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則(平成10年鳥取県規則第34号。以下「県民の日規則」という。)の規定を満たすため、とっとり県民の日(9月12日)、9月の第2土曜日及びその翌日は開館すること。

指定期間中、県がおこなう施設改修工事等により、一定期間施設の全部又は一部を閉館する可能性があること。

(3) 利用料金の考え方と設定内容

鳥取産業体育館・鳥取屋内プールの利用料金は、施設設備利用料金表（別紙）のとおり設定します。

利用料金の考え方（募集要項記載）

鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールの利用料金は、資料2に定める金額を標準として、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

この場合において、知事が承認する利用料金の額は、原則として、募集時に提出された事業計画書のとおりとし、指定期間中に利用料金をこれより高く設定することは認めない。

ただし、法令の改正等により、指定期間中に料金を改定する場合は、この限りではない。

なお、スポーツ教室等のスポーツの普及振興に係る事業の料金は除く。

① 利用料金の設定

利用料金はお客さまの利便性をはかるため、原則として50円、100円単位の利用料金設定とし、時間帯割引などで10円未満の端数は切り捨てて計算をします。

消費税が引き上げられた際には、施設使用料等料金の改定を検討します。

② 設備料金の設置

貸出し備品にお客さまのニーズの高いものを導入します。

また、お客さまの利便性向上を図るため、随時設備の導入を検討します。

③ 利用料金の徴収と返還

利用料金の徴収時期は前納を原則としますが、電気料金、冷暖房料金、備品等の利用料金は後納も可能とします。

利用料金の返還が生じた場合は、施設利用申込マニュアルにより、適性に処理します。

(4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容

年齢や性別、障がい等を問わず、関心、適正等に応じて誰もが安心してスポーツに参画することができる環境整備を推進するため、現行の利用料減免取扱要領に加え、新たに難病患者の方の個人利用の利用料を減免（10/10減免）します。

利用料金の減免等（募集要項記載）

- 資料3に掲げる場合には鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールの利用料金を減免するものとし、その旨規定した減免に関する基準を作成し、あらかじめ知事の承認を得ること。
また、資料3に掲げる場合のほか、指定管理者が自らの判断において利用料金の減免をおこなおうとする場合も、同様とする。
- 県民の日条例及び県民の日規則の規定に基づき、とっとり県民の日（9月12日）、9月の第2土曜日並びにその翌日には、利用料金（設備利用料を除く）は徴収しないこと。
なお、専用利用にあっては、ふさわしい行事をおこなう場合に限る。

減免に関する基準の抜粋

●鳥取産業体育館

鳥取県条例第 1 号 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例
(利用料金の減免)

11 条 指定管理者はあらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

●鳥取屋内プール

鳥取県条例第 24 号 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例
(利用料金の減免)

第 12 条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

●鳥取産業体育館減免実績

年度	減免人数	減免金額
平成 26 年度	17,304 人	773,260 円
平成 27 年度	25,946 人	1,036,760 円
平成 28 年度	21,665 人	1,033,720 円
平成 29 年度	21,347 人	811,300 円

●鳥取屋内プール減免実績

年度	減免人数	減免金額
平成 26 年度	37,375 人	11,689,730 円
平成 27 年度	47,439 人	12,519,860 円
平成 28 年度	41,925 人	11,647,720 円
平成 29 年度	42,255 人	11,562,950 円

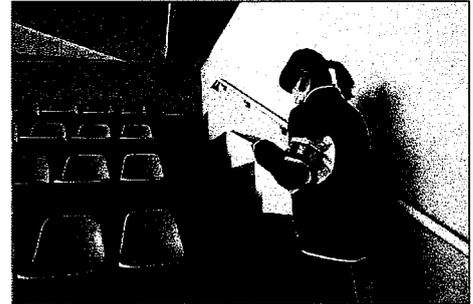
5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

地域住民が主体となって、災害時に支援を必要としている人を地域で相互に支援しあう「災害時支え愛活動」を念頭におき、当館でも安全性の向上や事故防止のため、日常的・定期的な点検、適切な予防保全を実施し、事故の未然防止に取り組んでいきます。

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止(防災)対策

お客さまや地域住民とのコミュニケーションをはかり、「聞く」・「見る」・「話す」という基本的な行動を誠実に実行し防犯・防災における予兆、情報を見逃さないようにします。

また、職員の対応と休館日および夜間の警備委託による 24 時間体制で事故・事件発生防止につとめ、万全な事故防止対策の徹底をはかります。



巡回時のこまめなチェック

○鳥取産業体育館・鳥取屋内プールで考えられるリスクアセスメントの例 (5分類)

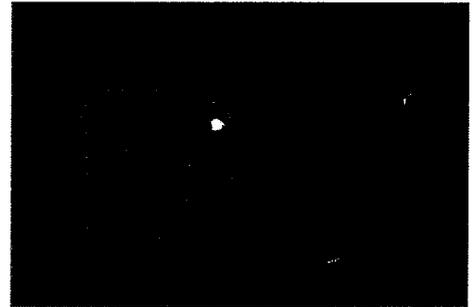
分類	考えられるリスク	事前におこなう対処
事故やトラブル	火災・爆発など	●火気・危険物の持ち込み確認と確実な資器材取り扱いの徹底
	機械設備の故障	●職員による日常点検・委託業者による定期点検の実施 ●各種マニュアル整備による事前対策と早期復旧
	停電・断水・漏水	
	盗難・危険個所	●巡回の徹底による情報収集と不審者(物)の早期発見 ●危険個所の確認と対策
	労働災害 苦情	●職員研修による教育の徹底と各種マニュアルの整備
サービス	情報の漏えい	●守秘義務・個人情報保護規定の遵守と運用体制の確認
	事務処理のミス	●職員研修による教育の徹底と各種マニュアルの整備
政治・経済	物価・金利の変動	●取り引き業者の選考
	ニーズの変化による収入減	●広報活動と事業の内容を検討 ●ニーズに合った収支の調整
	暴動・テロリズムなど	●危険箇所のリストアップ ●巡回の徹底による不審者・不審物などの早期発見
社会情勢	感染症によるパンデミック	●国・県の新型インフルエンザ等対策行動計画などに基づく対応 ●対応マニュアルの作成
	物品の価格高騰	●大量一括購入などによるスケールメリットを活かしたコスト削減
	風評被害	●情報の迅速で適切な公開 ●お客さまなどへの直接説明

分類	考えられるリスク	事前におこなう対処
自然災害	異常気象	●館内の環境維持のための対策を計画
	地震・大雪・大雨・落雷など	●被害への回避策・軽減策の実施による対応 ●施設長を対策班長とした指揮命令系統の編成と定期的な訓練による実践的な対応の強化

① 火災・災害等防止対策

館長を危機管理責任者とし、本会や他の管理施設と連携した即応体制をつくり、鳥取警察署や鳥取消防署、医療機関等と綿密な連絡体制をとることにより、迅速な対応ができるようにします。

また、平時から職員が緊急時に即応できるよう応急処置や避難誘導訓練をおこない、安全・安心な施設として管理運営します。



現場確認と初期消火報告訓練

ア 火災の防止策

館長を隊長とした自衛消防隊を組織し、災害時に備えた班編成を組み、役割を明確にしておきます。また、消防計画にもとづいた防災活動をおこなうとともに、危機管理マニュアルにもとづいた消防訓練（避難誘導訓練、初期消火訓練）を年2回実施します。



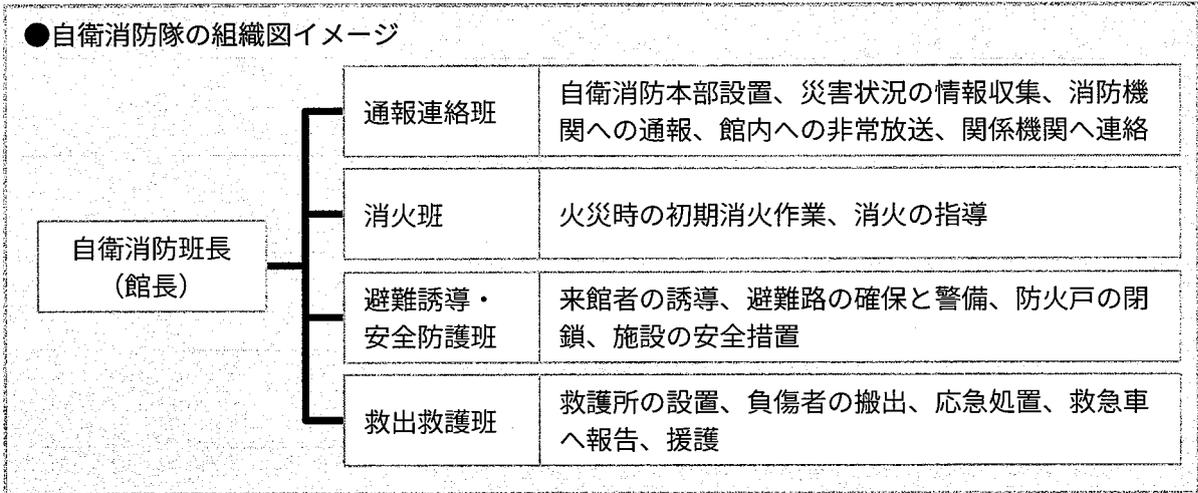
119番緊急通報訓練



消火栓からの放水訓練

●火災を防ぐ

- 1 火元周辺・建物周辺に可燃物を置かない。
- 2 燃料・薬品は定められた使用方法と安全な保管をする。
- 3 消防訓練を実施し、火災発生時の対応行動を把握する。
- 4 消防設備の定期点検を実施する。
- 5 消火器、消火栓、火災報知機の操作方法を習得する。
- 6 火元責任者による責任区域の安全確認をおこなう。

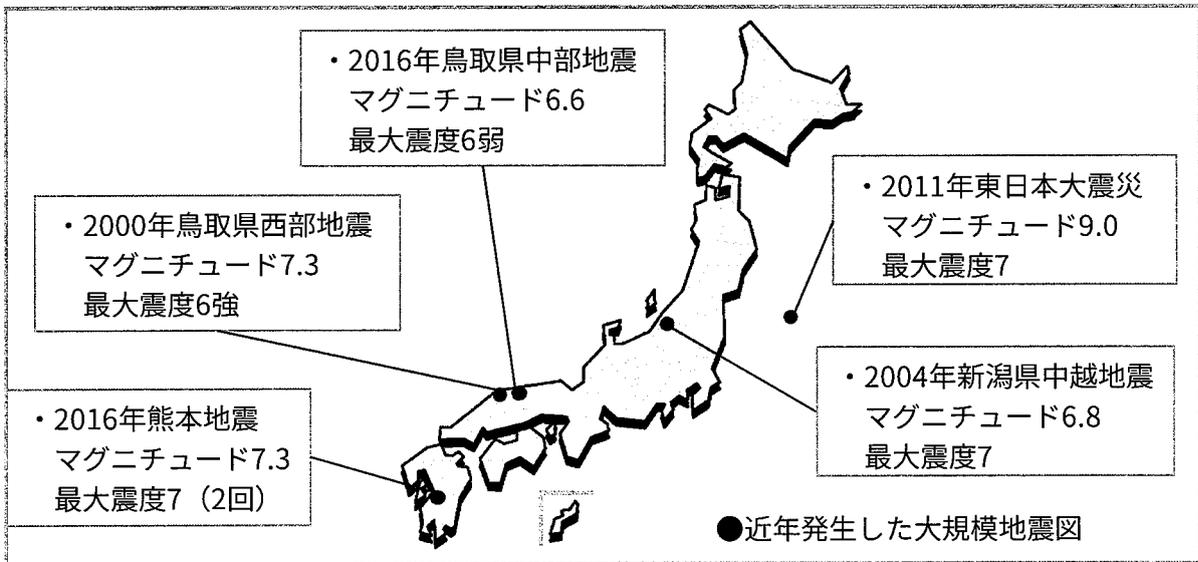


イ 地震発生時への対策

近年の地震の教訓を生かし、地震対応マニュアルを再整備しました。

J-アラート（緊急地震速報）を活用した避難訓練をおこない、被害を最小限に食い止め、津波の発生にも対応できるよう訓練します。

鳥取県震災対策アクションプラン（平成22年12月）により、震災の経験を活かし迅速な対応をします。



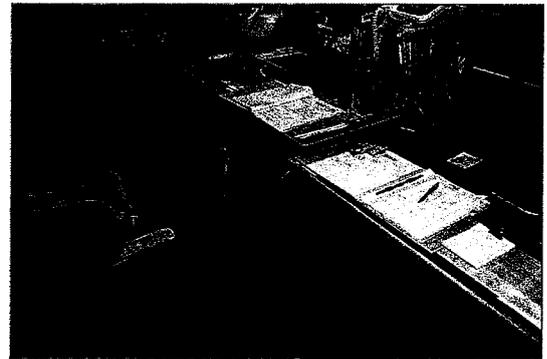
●地震に備える

- 1 落下、転倒などの危険箇所の対策を実施する。
- 2 火気使用場所の整理整頓につとめる。
- 3 消防設備、シャッター等の定期点検を実施する。
- 4 崩落、落下の恐れがある箇所は早期に修繕する。
- 5 非常用品の点検、補充をする。

ウ シェイクアウト訓練

大地震が発生したと想定し、各自が3段階の「安全確保行動」をとります。「Drop（まず低く、しゃがむ）」「Cover（頭を守る、かくれる）」「Hold On（動かない、待つ）」。

お客さまの安全確保を第一に、職員が対応できるようにします。



職員のシェイクアウト訓練

エ 津波発生時への対策

鳥取県津波対策検討委員会が、巨大地震が起きた場合に、鳥取県に到達する津波の浸水予測をしたところ、鳥取市では、鳥取沖東部断層で発生したマグニチュード 7.30 の地震が発生した場合 6.27 メートルの津波が到達するとされています。このことから、津波発生時にはお客さまの安全を第一に考え、迅速に避難誘導できるようにします。

●津波に備える

- 1 テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を掌握し、起り得る事態に対応策を練る。
- 2 より遠くへ、より高い場所へ避難する。
- 3 要援護者の手助けをする。
- 4 お客さまに呼びかけをし、避難する。
- 5 施設利用制限、事業の中止を判断し、周知する。
- 6 ハザードマップ活用し、危険の増幅が予測される場合は、事前に措置をする。

オ 台風・大雨洪水・大雪時への対策

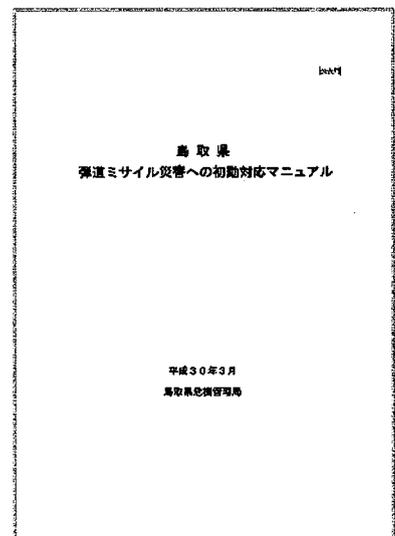
台風・大雨洪水・大雪は防ぐことはできなくても、予報により事前対応する時間があります。植栽、工作物等の養生や補強、巡回等で人手を要する場合は、職員の出勤予定を変更する等をして、限られた時間内で備えをおこないます。

●台風・大雨洪水・豪雪に備える

- 1 テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を掌握して起こり得る事態に対応策を練るとともに、お客さまにテレビモニター等で随時情報を提供する。
- 2 飛ばされやすい物や倒れやすい物を撤去、移動する。
- 3 植栽、工作物などの養生や補強をしておく。
- 4 お客さまに呼びかけをし、被災を回避する。
- 5 施設利用制限、事業の中止を判断し、周知する。
- 6 日ごろの巡回によりハザードマップを作成し、風雨により危険の増幅が予測される場合は、事前に措置をする。

カ 弾道ミサイル発射時への対策

近隣国からミサイルによる攻撃があった場合、J-ALERT や緊急放送等により情報を得て、お客さまをすみやかに屋内へ避難させ、窓がない場所または窓から離れた場所へ移動させます。その後、行政機関からの指示にしたがい対応します。



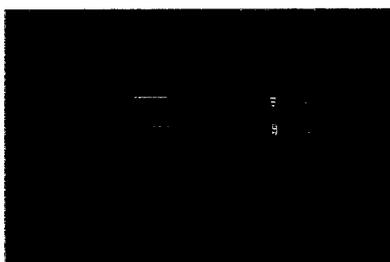
鳥取県弾道ミサイル災害への初動対応マニュアル

キ 緊急時に備えた資材調達

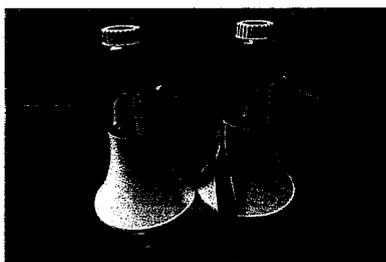
医薬品、AED 等“緊急資材”のほかにも災害を想定した各種資材の用意が必要になります。その他“避難誘導資材”“災害対策資材”等が必要であり、常備をしないまでも、必要な資材をすぐに調達できるように、緊急調達先として市内事業者をリストアップしておきます。

●常備しておくべき緊急時に必要な資材

避難誘導資材	懐中電灯、拡声器、携帯電話、ヘルメット、ホイッスルなど
緊急資材	救急箱、担架、AED、毛布、タオル、氷など
災害対策資材	スコップ、ロープ、荷車、非常用ラジオ、ブルーシート、カップなど
資材入手先	そのほかに必要な資材を迅速に入手できる先（市内事業者）をリスト化



災害対策資材(誘導棒)



避難誘導資材(拡声器)

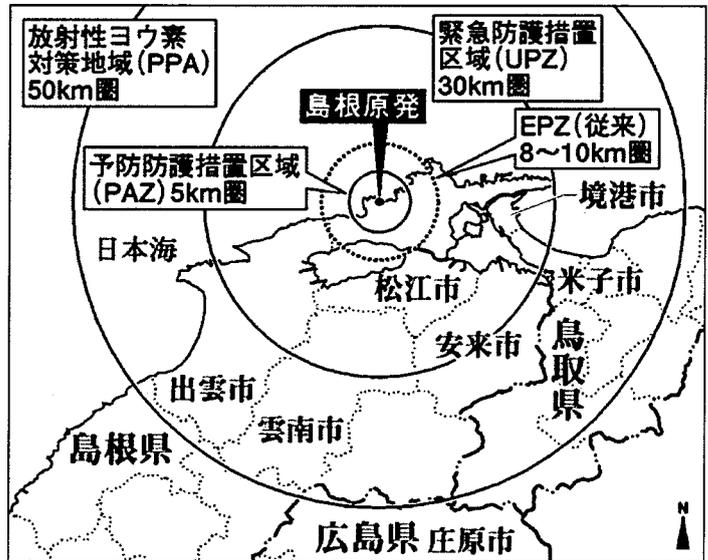


緊急資材(AED)

ク 原子力災害事故への対策

鳥取産業体育館・鳥取屋内プールは島根原子力発電所において、自然災害等で事故が発生した場合の緊急防護措置区域（UPZ）である 30 km圏からはずれています。しかし、鳥取県広域住民避難計画（平成 25 年 3 月鳥取県（島根原子力発電所事故対応）では、UPZ 外の地域も対象として、そのときの状況に応じて修正して使用するとされています。そのため、お客さまの安全を守るため、鳥取県広域住民避難計画と危機管理マニュアルにそって対応し、その訓練をおこないます。

また、避難場所に指定された場合、すみやかに対応できるよう行政等と連携をとっていきます。



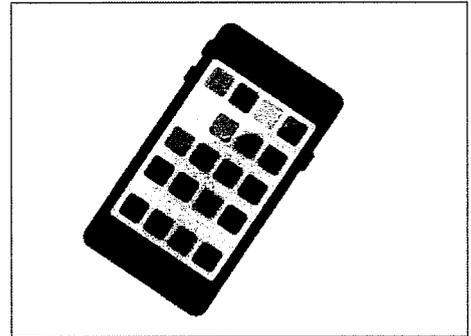
ケ 有事の際の職員招集

鳥取産業体育館・鳥取屋内プールで有事が起きた際、職員を招集し対応支援をおこないます。当館まで約 5 km圏内に職員 6 名が居住し、緊急時に対応します。



コ 非番時の緊急対応(マニュアルの電子化) 新規

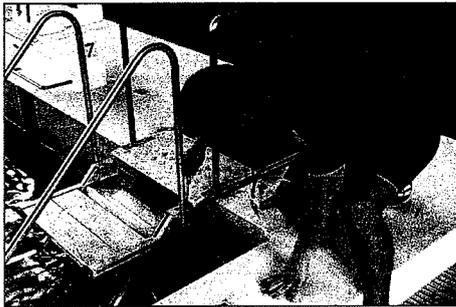
全職員が非番時にも迅速に対応できるようにするため、危機管理マニュアルの電子化を研究します。どこにいても自分のスマートフォンやタブレット等でマニュアルの確認ができるようにし、非番時に起きた緊急事態でも関係機関への連絡や初動が確実にこなえるようにします。



マニュアルの電子化によるスマホ等での確認

② スポーツ活動における事故防止策

すべてのお客さまが、鳥取産業体育館・鳥取屋内プールを安全に、そして安心して施設をご利用いただくために、施設・設備の点検はもちろん、健康面への配慮や熱中症、活動中の事故等の未然防止策を整えます。



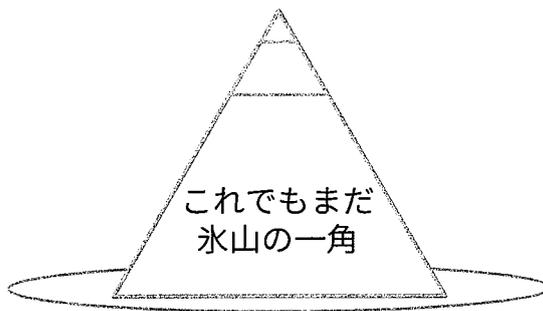
プール階段の点検



WBGT の計測

ア 安全管理

いつやって来るかわからない災害を未然に防ぐには、不安全な状態やおこないに気づき、ヒヤリ・ハットの段階で地道に対策を考え、実行していくことが重要です。



1	重傷者
29	軽傷者
300	無傷災害
不安全行動・不安全状態	

「来館されたお客さまの安全」をリスク対策の最優先課題とし、特にスポーツ活動による事故防止、防犯、防災に最善をつくします。